

令和4(2022)年度～令和6(2024)年度

杉並区教育ビジョン 2022 推進計画

みんなのしあわせを創る杉並の教育

令和4(2022)年5月



杉並区教育委員会

はじめに

杉並区教育委員会は、令和4年度（2022年度）から概ね10年程度を期間とする「杉並区教育ビジョン2022」（以下「教育ビジョン」という。）を策定しました。教育ビジョンでは、「みんなのしあわせを創る杉並の教育」を掲げ、区と区民一人ひとりが教育の当事者として大切にしたい教育として示すとともに、「人生100年時代」を、区民誰もが学びを通して自分らしく豊かに生きるためのよりどころとなるよう、杉並の教育の基本的な考え方として示しています。

さらに、教育ビジョンに掲げた教育行政の取組の方向性を具体化した行動計画として、令和4年度（2022年度）を始期とする「杉並区教育ビジョン2022推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定しました。

区において策定された、令和4年度（2022年度）を始期とする新たな基本構想、その実現の道筋となる総合計画・実行計画等とも整合を図った上で、教育施策の担い手として進めていくべき取組にとどまらず、区民一人ひとりの主体的な実践の後押しとなる取組を計画的に進めていきます。

推進計画を進めていくに当たっては、自分らしくいきいきと生きるために必要な力を育むこと、人と人をつなぎ生きがいをもって活動することを支えること、こうした多様な活動を実践する場を広げること、そしてそれを持続可能な形で支えていくための人や仕組みづくりをすることが必要であると考え、これらを柱とする4つの基本方針を掲げ、各計画事業を体系化しています。

教育委員会は、学びを通して誰一人取り残されない社会を実現するための条件と環境を整えるとともに、みんなが共に教育を創る当事者となり、学びの成果の贈り合いが広がっていくよう、推進計画の取組を進め、教育行政を推進していきます。皆様の引き続きのご理解とご協力をお願いいたします。

令和4年9月

杉並区教育委員会

目

次

第1章 総論	1
1 計画の考え方.....	2
2 計画期間.....	2
3 計画の位置付け.....	3
4 これまでの主な取組.....	4
5 教育行政の取組の方向性と計画策定の基本方針.....	5
6 各取組の推進に共通する基本的な考え.....	5
7 全体像.....	6
8 計画の体系.....	7
9 計画の推進に当たって.....	8
第2章 計画の内容（基本方針別）	9
基本方針1 すべての子どもたちに学び続ける力を育む豊かな学びの機会を創ります.....	10
基本方針2 一人ひとりの生きがいにつながる生涯にわたる学びを支援します.....	22
基本方針3 学び合いと教え合いが広がる教育環境の整備・充実を図ります.....	29
基本方針4 区民の学びを広げる人づくり・仕組みづくりを進めます.....	35
【参考資料】 杉並区教育ビジョン 2022.....	47

第 1 章 総論

①

計画の 考え方

教育委員会では、令和3年(2021年)11月に、令和4年度(2022年度)から概ね10年程度を見据えた、「杉並区教育ビジョン2022」を策定しました。この「杉並区教育ビジョン2022」を、教育基本法第17条第2項の規定に基づく区の教育振興基本計画として位置付けるとともに、「人生100年時代」を、区民誰もが学びを通して自分らしく豊かに生きるためのよりどころとなるよう、杉並の教育の基本的な考え方として示しています。

このたび策定した「杉並区教育ビジョン2022 推進計画」(以下「本計画」という。)は、「杉並区教育ビジョン2022」に掲げた教育行政の取組の方向性を具体化し、教育環境の着実な整備等を計画的に推進するため、新規又は重点的に取り組む事業内容について、「杉並区総合計画」・「杉並区実行計画」等との整合を図った上で、明らかにしたものです。

②

計画期間

本計画の計画期間は、令和4年度(2022年度)から令和6年度(2024年度)までの3年間とします。

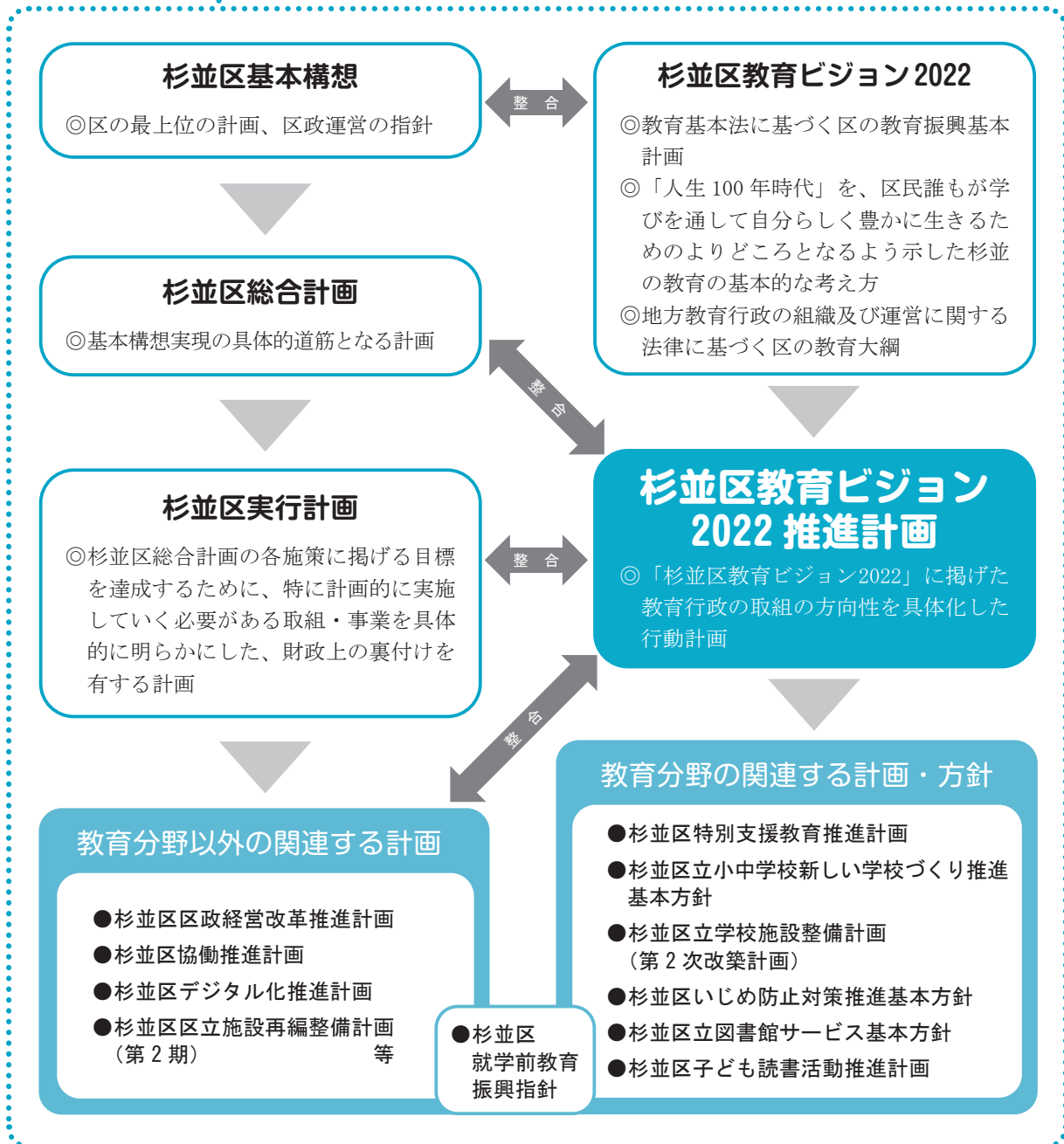
ただし、必要に応じて毎年度修正を行います。

3

計画の位置付け

本計画は、「杉並区教育ビジョン 2022」の教育行政の取組の方向性を具体化した行動計画であり、関連する計画との整合を図った教育の分野別計画です。

【「杉並区教育ビジョン 2022 推進計画」の位置付けと関連する計画・方針】



4

これまでの 主な取組

教育委員会では、平成 24 年(2012 年)から「杉並区教育ビジョン 2012」の下に、子どもから大人まであらゆる人々の参画と協働により、いいまちといい学校が共に育つ「共に学び共に支え共に創る杉並の教育」の実現に取り組んできました。その実現への具体的な道筋として策定した「杉並区教育ビジョン 2012 推進計画」に基づき、様々な取組を進めてきました。

この 10 年の取組状況は、以下のとおりです。

杉並区教育ビジョン2012 推進計画の目標	主な取組項目	10 年の主な取組状況
目標Ⅰ 学びをつなげ、切れ目のない教育を進めます	<ul style="list-style-type: none"> ○小中一貫教育の推進 ○就学前教育の充実 ○外国語教育の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○杉並和泉学園の開校と運営等に関する検証 ○就学前教育支援センターの開設 ○外国人英語指導助手(ALT)、日本人英語指導助手(JTE)の活用拡大
目標Ⅱ 学校の経営力・教育力を高めま	<ul style="list-style-type: none"> ○教員の指導力の向上 ○学校図書館の充実 ○多様な専門人材の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○指導教授や教育指導教員による巡回指導の実施 ○新学習指導要領への対応 ○教員の働き方改革の推進 ○学校図書館活用実践校の指定 ○専門事業者への委託による部活動指導、副校長校務支援員の配置、学校法律相談の実施等
目標Ⅲ 個に応じた学び・成長をきめ細かく支えます	<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援教育の充実 ○いじめ対策の充実 ○不登校対策 ○アレルギー対策 	<ul style="list-style-type: none"> ○小中学校全校への特別支援教室の設置 ○「杉並区いじめ防止対策推進基本方針」及び「いじめ対応マニュアル」の改定、「杉並区いじめ問題対策委員会」の新設 ○スクールソーシャルワーカーの増員 ○アレルギー対応ホットラインの運用
目標Ⅳ 家庭・地域・学校が協働し、共に支える教育を進めます	<ul style="list-style-type: none"> ○新しい学校づくりの推進 ○地域と連携・協働する学校づくりの推進 ○子どもの育ちを支える地域づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ○高円寺学園の開校 ○学校運営協議会を設置する地域運営学校(コミュニティ・スクール)を小中学校全校に拡大 ○地域教育推進協議会を 4 地区で設置
目標Ⅴ 学校教育環境の整備充実を図ります	<ul style="list-style-type: none"> ○区立小中学校の改築 ○空調機の設置 ○学校 ICT 環境の整備・充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○桃井第二小学校の改築 ○特別教室や体育館への空調機設置 ○「杉並区立学校施設整備計画(第 2 次改築計画)」の改定 ○児童・生徒 1 人 1 台専用タブレット端末の配備完了
目標Ⅵ 誰もが学び続け、その成果を活かせる地域づくりを進めます	<ul style="list-style-type: none"> ○学び合いを支える学習機会の充実 ○図書館の整備 ○科学教育の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○すぎなみ大人塾の開催 ○中央図書館の改修、永福図書館の移転・改築 ○次世代型科学教育の新たな拠点等の整備・運営事業者の選定

なお、具体的な取組の成果等については、毎年度実施している、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定に基づく「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価※」や、区の行政評価(施策評価及び事務事業評価)において明らかにしています。

※教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の詳細は、杉並区教育委員会ホームページをご覧ください。

<https://www.city.suginami.tokyo.jp/kusei/kyoiku/jokyo/1014030.html>

5

教育行政の 取組の 方向性と 計画策定の 基本方針

「杉並区教育ビジョン 2022」では、「みんなのしあわせを創る杉並の教育」を区と区民一人ひとりが、教育の当事者として大切にしたい教育として示しました。

教育委員会は、すべての区民がこのビジョンを自分ごととして実践していくことができるよう、以下の3点の取組の方向性を十分に考慮し、教育施策の担い手として進めていくべき取組と、区民一人ひとりの主体的な実践の後押しとなる取組を計画化し、進めていきます。

【教育行政の取組の方向性】

- 「人生 100 年時代」を自分らしくいきいきと生きるための学びを支援する
- 学びを通して誰一人取り残されない社会を実現するための条件と環境を整える
- 教育の当事者が増え、学びの成果の贈り合いが広がるよう支援する

このような取組の方向性の下で、本計画を進めていくに当たっては、自分らしくいきいきと生きるために必要な力を育むための取組、人と人をつなぎ生きがいを持って活動することを支えるための取組、こうした多様な活動を実践する場を広げるための取組、そして、それを持続可能な形で支えていくための人や仕組みづくりをする取組が必要と考えます。

これらを推進していくために、次の 4 つを基本方針として掲げ、この基本方針に各計画事業を体系化しました。

【基本方針】

基本方針 1	すべての子どもたちに学び続ける力を育む豊かな学びの機会を創ります
基本方針 2	一人ひとりの生きがいにつながる生涯にわたる学びを支援します
基本方針 3	学び合いと教え合いが広がる教育環境の整備・充実を図ります
基本方針 4	区民の学びを広げる人づくり・仕組みづくりを進めます

6

各取組の 推進に 共通する 基本的な考え

教育委員会は、基本方針に沿って、「杉並区教育ビジョン 2022」において掲げた「学び合い、信頼をつくり、共に生きる」、「ちがいを認め合い、自分らしく生きる」、「誰もが社会の創り手として生きる」という共に尊重し、大切にしたいことを踏まえた教育活動を展開していきます。

すべての取組の推進に当たっては、一人ひとりの尊厳を尊重するとともに、多様性(ダイバーシティ)、社会的共生(ソーシャルインクルージョン)を基本に据え、様々な人々の権利に関する国際的な議論の動向やその精神、そしてSDGs^{※1}の考え方も踏まえ、質の高い教育を持続的に発展させていきます。

また、本計画期間においては、社会全体のデジタル化が進む中、対面による学び(リアルな体験)の良さを生かしつつ、一人ひとりに応じた学び(個々に最適な学び)や探究を支えるデジタルがもたらす学びの可能性を踏まえ、教育のデジタル化の推進に留意して取組を進めていきます。

※1 SDGs:Sustainable Development Goals の略。2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標

杉並区教育ビジョン2022

【私たちが大切にしたい教育】

みんなのしあわせを創る杉並の教育

みんなが共に「教育を創る当事者」

～子どもも大人もすべての人～

就学前
教育施設

学校

家庭

子ども

地域

社会
教育施設

教育
委員会

<p>I 共に尊重し 大切にしたいこと</p>	<p>◇ 学び合い、信頼をつくり、共に生きる ◇ ちがいを認め合い、自分らしく生きる ◇ 誰もが社会の創り手として生きる</p>
<p>II 一人ひとりが 教育の当事者として 心がける視点</p>	<p>① 子どもの思いを尊重する ② ちがいを受け入れる ③ 対話を大切にする ④ 学びの成果を贈り合う ⑤ 社会を創る当事者として考える</p>

III 教育行政の取組の方向性

◎「人生100年時代」を自分らしくいきいきと生きるための学びを支援する

◎学びを通して誰一人取り残されない社会を実現するための条件と環境を整える

◎教育の当事者が増え、学びの成果の贈り合いが広がるよう支援する

杉並区教育ビジョン 2022 推進計画

基本方針 1

すべての子どもたちに学び続ける力を育む豊かな学びの機会を創ります

基本方針 2

一人ひとりの生きがいにつながる生涯にわたる学びを支援します

基本方針 3

学び合いと教え合いが広がる教育環境の整備・充実を図ります

基本方針 4

区民の学びを広げる人づくり・仕組みづくりを進めます

尊厳の尊重 多様性
社会的共生 様々な権利
SDGsの考え方

8

計画の体系

基本方針		計画事業
基本方針 1 すべての子どもたちに学び続ける力を育む豊かな学びの機会を創ります	1	子ども読書活動の推進
	2	健康教育・食育の推進
	3	教育相談体制の充実
	4	区立学校における医療的ケア児支援の充実
	5	学力・体力向上の支援
	6	特別支援教育の充実
	7	外国人等に対する教育的支援
	8	ICTを活用した学びの充実
	9	学校図書館を活用した探究学習の充実
	10	部活動支援の充実
	11	豊かな人間性を育む宿泊学習の充実
	12	体験交流事業の推進
基本方針 2 一人ひとりの生きがいにつながる生涯にわたる学びを支援します	1	出前型・ネットワーク型の学習機会の充実
	2	多様なニーズに対応した図書館サービスの充実
	3	次世代への歴史・文化の継承
	4	家庭教育支援の充実
	5	地域と共にある学校づくりの充実
	6	地域と学校の協働活動の充実
	7	社会教育士の育成・活用
基本方針 3 学び合いと教え合いが広がる教育環境の整備・充実を図ります	1	区立学校の増改築
	2	区立学校の長寿命化改修及び中規模修繕
	3	区立学校トイレの環境整備
	4	学校ICT機器の運用
	5	通学路安全対策の推進
	6	社会教育センターの長寿命化改修
	7	図書館の整備
基本方針 4 区民の学びを広げる人づくり・仕組みづくりを進めます	1	学び続ける力の基礎を育む就学前教育を支える保育者の育成
	2	学校図書館の充実
	3	主体的に学び続ける教員の育成
	4	生涯の学びを支える生涯学習人材の育成
	5	次代を見据えた研究の推進
	6	新しい学校づくりの推進
	7	アレルギー対策の推進
	8	学校運営の充実に向けた総合的な支援
	9	特別支援教育に係る学校等への支援体制の充実
	10	区立学校における働き方改革の推進
	11	区立学校におけるエコスクール事業の推進
	12	学校施設を活用した学びの拠点づくり
	13	「教育ビジョン2022」の理解促進

9

計画の推進 に当たって

本計画の推進に当たっては、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」や区の行政評価等を活用して、その進捗を管理することで、効果的かつ着実な推進を図ります。その際、教育の当事者が増え、学びの成果の贈り合いが広がっていくよう、区民と共に考えることを大切にして、進めていきます。

なお、今日のように、教育を取り巻く環境が大きく変化する時代においては、計画策定後の教育を取り巻く環境の変化に柔軟に対応するため、適宜振り返りを行い、必要に応じて計画を修正することとします。

第 2 章

計画の内容(基本方針別)

凡例

【実】……実行計画事業及び実行計画関連事業

1 基本的な考え方

子どもたちが、変化し続けるこれからの時代を自分らしくいきいきと生きるためには、生涯学び続けることのできる力を育むことが大切です。

一人ひとりの学ぶことへのわくわくした気持ちや楽しさ、主体性や探究心を大切にし、すべての子どもたちに、共に認め合いながら、学び合い、教え合うことのできる、豊かな学びの機会を創ります。

2 現状と課題

教育委員会では、これまで、子どもたちに確かな学力と豊かな人間性や社会性を育むことができるよう、学びの連続性を重視した幼保小連携教育や小中一貫教育を推進するとともに、一人ひとりに応じたきめ細かな支援を行い、多様ななかかわりつつながりの中で学び合う教育を進めてきました。

人々の価値観や生き方が多様化する中、今後はこうした学びを土台とし、子ども自身の主体的な学びを大切にしながら、一人ひとりに応じた学びと他者と協力する学びを一体的に充実させていくことが重要です。

また、学びを進めていくにあたっては、子どもたちが自分らしく学ぶことができるよう、一人ひとりに応じた学びと成長を、就学前の段階から組織的かつ連続的に支えていくことが欠かせません。

さらに、子どもたちが様々な交流や体験の機会をはじめ、多様な他者と対話的ななかかわりを持てることも大切です。

3 主な取組

- 子どもたちの学力・体力の一層の向上を図るとともに、宿泊学習等による体験や交流等を通じた、豊かな人間性を育む機会の充実を図ります。
- 子どもたちが主体的に課題を解決したり、他者と多様な考え方を共有したりしながら学ぶことができるよう、ICT^{※1}を効果的に活用し、子どもたちの学びの充実を図ります。
- 特別な支援を必要とする子どもたちが、一人ひとりの発達段階に応じて学ぶことができるよう、特別支援教育^{※2}の一層の充実を図ります。
- 心理的に困難を抱える子どもたちが安心して相談することができるのと同時に、一人ひとりの思いを尊重した支援につながるよう、学校内外の教育相談体制の充実を図ります。

※1 ICT:Information and Communication Technology の略。コンピュータやネットワークに関連する分野の技術・産業・設備・サービスなどの総称で、情報共有、伝達するための技術

※2 特別支援教育:特別な支援を必要とする子どもが在籍するすべての学校において実施する教育。一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う

4 / 計画の指標

	指標名	現状値	目標値			指標の説明
			6年度 (2024)	9年度 (2027)	12年度 (2030)	
指標	「必要なときに、必要なことを、自ら学び身に付けることができる」と感じている中学校3年生の割合	52.8% (3年度)	60%	65%	70%	区立学校の生徒を対象とした質問紙調査による
	「自分と違う意見や考え、気持ちも大切にできている」と感じている中学校3年生の割合	89.7% (3年度)	90%	93%	95%	区立学校の生徒を対象とした質問紙調査による
	「一人ひとりの違いに応じた学び(個別最適な学び)ができている」と感じている児童・生徒の割合(小中学校)	57.1% (2年度)	60%	65%	70%	区立学校の児童・生徒を対象とした質問紙調査による
	「一人ひとりの違いに応じた学び(個別最適な学び)ができる環境が整っている」と感じている保護者の割合(特別支援教室 ^{※2} ・特別支援学級 ^{※3} ・特別支援学校)	85.0% (2年度)	90%	93%	95%	区立学校に通う児童・生徒の保護者を対象とした質問紙調査による
	「自分の力をより良い社会づくりに生かすことができる」と感じている中学校3年生の割合	49.8% (3年度)	55%	60%	65%	区立学校の生徒を対象とした質問紙調査による

※2 特別支援教室:知的発達に遅れのない発達障害や情緒障害のある子どもを対象に、きめ細かな指導と支援を図るため、各校に設置する教室

※3 特別支援学級:小学校、中学校において知的障害、言語障害、難聴等の障害のある子どもに対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するために設置する学級

1 子ども読書活動の推進

子どもたちが様々なことに好奇心を持ち、探究心を深めて学ぶためには、子どもの時期から継続的な読書習慣を養うことが大切です。

このことから、「杉並区子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもが本に親しむための取組を進めます。乳幼児と保護者に対して、子育ての中で絵本に親しむことができるよう、おはなし会や保護者向け講座等を開催するとともに、事業の充実に向けたボランティアの育成を図っていきます。

また、小学生や中学生に対して、ワークショップやスタンプラリー等の読書の動機付けにつながる事業を実施し、多様な読書機会を提供します。さらに、中学生・高校生世代に対して、学校図書館との連携により、図書館利用や読書への興味関心を高めるための事業を行い、読書習慣を継続できるよう支援します。

これらの取組により、子どもの読書活動の推進を図っていきます。

項目	3(2021)年度末	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	3か年計
乳幼児と保護者への読書支援	乳幼児と保護者向け事業の実施 全館	乳幼児と保護者向け事業の実施 全館	乳幼児と保護者向け事業の実施 全館	乳幼児と保護者向け事業の実施 全館	乳幼児と保護者向け事業の実施 全館
	乳幼児の読書支援に係るボランティアの育成 検討	乳幼児の読書支援に係るボランティアの育成 検討	乳幼児の読書支援に係るボランティアの育成 全館	乳幼児の読書支援に係るボランティアの育成 全館	乳幼児の読書支援に係るボランティアの育成 全館
小・中学生に向けた多様な読書機会の提供	全館	全館	全館	全館	全館
中・高校生世代に向けた読書活動の推進	中・高校生による本の展示 2館	中・高校生による本の展示 4館 (累計6館)	中・高校生による本の展示 2館 (累計8館)	中・高校生による本の展示 全館 (累計全館)	中・高校生による本の展示 全館 (累計全館)
	-	中・高校生参加型イベントの実施 検討	中・高校生参加型イベントの実施 2館	中・高校生参加型イベントの実施 2館 (累計4館)	中・高校生参加型イベントの実施 4館 (累計4館)

2 健康教育・食育の推進

学校教育では、健康で安全な生活を送るために必要な生活習慣を養い、健全な心身の発達を促すことを目標として健康教育を進め、子どもたちの健康の保持増進等を図ることが求められています。子どもの体格は全国平均と比べ身長が高くなる一方、肥満傾向の子どもの増加や、情報化等を背景とした生活様式や生活環境の変化に伴う身体的活動の減少、偏食・欠食などの課題が生じていることから、心身の健康を子どもたちが自ら保持増進するために必要な能力や意識を育む必要があります。

肥満は生活習慣病の基となるため、子どもたちを対象に小児生活習慣病予防検診を行うとともに、食生活や運動習慣の改善が必要と思われる子どもに対し、個別に健康相談室による指導及びフォロー健康相談室による事後指導を実施します。また、肥満・偏食・虚弱等の健康課題のある子どもとその保護者を対象とした健康づくりに関する親子健康教室の開催や、令和元年度に改定した口腔保健指導新方針に基づき、歯肉炎予防に重点を置いた口腔保健指導を行います。

さらに、学校給食を生きた教材として活用しながら、区内産の野菜を学校給食で使用する地元野菜デーや、民間事業者による食育出前授業の実施など、各学校が食育を推進するための支援を行うことにより、子どもたちが食への理解を深め、健康的な食生活を営むことができる力を培います。

これらの取組により、生涯にわたり健康な生活を送る基礎を培う観点から、子どもたち自らが健康への関心を高め、健康づくりに取り組めるよう健康教育・食育を推進していきます。

項目	3(2021)年度末	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	3か年計
小児生活習慣病の予防	小児生活習慣病 予防検診 小中学校全校 特別支援学校	小児生活習慣病 予防検診 小中学校全校 特別支援学校	小児生活習慣病 予防検診 小中学校全校 特別支援学校	小児生活習慣病 予防検診 小中学校全校 特別支援学校	小児生活習慣病予 防検診 小中学校全校 特別支援学校
	健康相談室 5回	健康相談室 5回	健康相談室 5回	健康相談室 5回	健康相談室 15回
	フォロー健康相 談室 中止 ^{※1}	フォロー健康相 談室 2回	フォロー健康相 談室 2回	フォロー健康相 談室 2回	フォロー健康相談 室 6回
健康づくり事業の 実施	親子健康教室 18回	親子健康教室 18回	親子健康教室 18回	親子健康教室 18回	親子健康教室 54回
	口腔保健指導新 方針 活用	口腔保健指導新 方針 活用	口腔保健指導新 方針 活用	口腔保健指導新 方針 活用・検証	口腔保健指導新方 針 活用・検証
食育の推進	地元野菜デー 小中学校全校 特別支援学校	地元野菜デー 小中学校全校 特別支援学校	地元野菜デー 小中学校全校 特別支援学校	地元野菜デー 小中学校全校 特別支援学校	地元野菜デー 小中学校全校 特別支援学校
	食育出前授業 小中学校全校 特別支援学校	食育出前授業 小中学校全校 特別支援学校	食育出前授業 小中学校全校 特別支援学校	食育出前授業 小中学校全校 特別支援学校	食育出前授業 小中学校全校 特別支援学校

※1 小児生活習慣病の予防:令和3年度(2021年度)のフォロー健康相談室は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により令和2年度(2020年度)の小児生活習慣病予防検診を中止したことから対象者がいなかったため、中止

3 教育相談体制の充実

社会が大きく変化する中、心理的に困難を抱えている子どもが増加していることから、子どもたちの悩み等に適切に対応する学校内外の教育相談体制の充実を図る必要があります。

いじめ・不登校は未然防止や早期対応が重要であるため、小中学校において教育相談コーディネーターとして指名・配置された教員を中心に体制の整備等に取り組み、教職員一人ひとりが役割を理解し、子どもたちの心の変化を早期に把握して、組織的に対応できる教育相談体制の充実を図ります。特に、いじめなどの課題に対し、専門的な支援が必要な場合には、「いじめ問題対策委員会」などの外部機関を効果的に活用するとともに、済美教育センターの教育 SAT^{※1}、教育相談担当等が連携して学校を支援することを通じて、子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう対応等の徹底を図ります。また、不登校対策として、さざんかステップアップ教室^{※2}の運営、教育相談グループ^{※3}の実施等とともに、スクールソーシャルワーカー^{※4}の派遣等により学校や家庭、関係機関と連携し、一人ひとりに応じた教育機会を確保できるよう、きめ細かな支援の充実を図ります。加えて、児童・生徒1人1台タブレット端末等を活用し、学校でのオンライン学習等の積極的な実施や、さざんかステップアップ教室でのインターネットや動画、アプリを活用した学習等を行います。

これらの取組により、子どもたちが安心して相談できる環境を整え、子どもたちの思いを尊重し、一人ひとりの状況に応じた支援が行えるよう、学校内外の教育相談を総合的に推進していきます。

項目	3(2021)年度末	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	3か年計
学校の教育相談の体制等整備【実】	教育相談コーディネーター指名・配置 検討・具体化	教育相談コーディネーター指名・配置 モデル実施 小学校4校 中学校4校	教育相談コーディネーター指名・配置 小中学校希望校実施	教育相談コーディネーター指名・配置 小学校全校 中学校全校 (累計小中学校全校)	教育相談コーディネーター指名・配置 小中学校全校 (累計小中学校全校)
	スクールカウンセラー ^{※5} の配置 小中学校全校	スクールカウンセラーの配置 小中学校全校	スクールカウンセラーの配置 小中学校全校	スクールカウンセラーの配置 小中学校全校	スクールカウンセラーの配置 小中学校全校
不登校対策の充実【実】	さざんかステップアップ教室 小学生対象1所 中学生対象2所 小中学生対象1所	さざんかステップアップ教室 小学生対象1所 中学生対象2所 小中学生対象1所	さざんかステップアップ教室 小学生対象1所 中学生対象2所 小中学生対象1所	さざんかステップアップ教室 小学生対象1所 中学生対象2所 小中学生対象1所	さざんかステップアップ教室 小学生対象1所 中学生対象2所 小中学生対象1所
	スクールソーシャルワーカー 派遣	スクールソーシャルワーカー 派遣	スクールソーシャルワーカー 派遣	スクールソーシャルワーカー 派遣	スクールソーシャルワーカー 派遣
	ふれあいフレンド ^{※6} 派遣	ふれあいフレンド 派遣	ふれあいフレンド 派遣	ふれあいフレンド 派遣	ふれあいフレンド 派遣
	ICTを活用した学びの支援 実施	ICTを活用した学びの支援 実施	ICTを活用した学びの支援 実施	ICTを活用した学びの支援 実施	ICTを活用した学びの支援 実施
	来所教育相談等の充実【実】	センターにおける教育相談 実施	センターにおける教育相談 実施	センターにおける教育相談 実施	センターにおける教育相談 実施
	教育相談グループ 中学生対象1所	教育相談グループ 小学生対象1所 (累計小学生対象1所 中学生対象1所)	教育相談グループ 中学生対象1所 (累計小学生対象1所 中学生対象2所)	教育相談グループ 中学生対象1所 (累計小学生対象1所 中学生対象3所)	教育相談グループ 小学生対象1所 中学生対象3所 (累計小学生対象1所 中学生対象3所)

※1 教育 SAT: 指導主事、学校管理職経験者、スクールソーシャルワーカーで構成され、学校の生活指導にかかわる課題解決力を向上するため、関係部局や諸機関との連携を図りながら組織的な支援を行う仕組み

- ※2 さざんかステップアップ教室:不登校の子どもたちが、集団生活等を通して社会性を育み、社会的自立ができるよう支援することを目的とした教室
- ※3 教育相談グループ:不登校の子どもたちが小集団で心理士との創作活動等を通して安心できる人間関係をつくり、自分に合った学びの場を考えることを目的として行う教育相談
- ※4 スクールソーシャルワーカー:問題を抱えた子どもと家庭・地域・学校・関係機関等に対して調整・仲介役としての役割を担い、子どもを取り巻く様々な環境に働きかけ、子どもの生活改善を支援する福祉の専門家
- ※5 スクールカウンセラー:いじめや不登校等の未然防止や解決、学校内の教育相談体制の充実のために配置している心理職の専門家
- ※6 ふれあいフレンド:不登校の子どもたちを対象に、教育学科や心理学科の学生を派遣する事業

4 区立学校における医療的ケア児支援の充実

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア^{※1}を必要とする子どもが、地域の学校で学ぶためには、学校での合理的配慮に基づく医療的ケアの実施と校内の医療的ケアに対する理解の促進が不可欠です。

このため、学校において、看護師の配置などの合理的な配慮に基づく支援により、医療的ケアを必要とする子どもが安全で安心して過ごせる環境を整えます。また、教員及び学校関係者に対し研修会を実施することにより、医療的ケアについての法的な位置付け等、近年の環境変化を中心とした状況について理解啓発を図ります。

これらの取組により、医療的ケア児の学校生活を支援します。

項目	3(2021)年度末	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	3か年計
区立学校での医療的ケア児支援の充実【実】	実施	実施	実施	実施	実施
医療的ケアの理解促進のための研修会の実施【実】	-	1回	実施	実施	実施

※1 医療的ケア:日常生活を営むために恒常的に受けることが不可欠である人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為

5 学力・体力向上の支援

子どもたちに、学校生活を通して学び続ける力を育むためには、これまで幼保小連携教育や小中一貫教育において取り組んできた学力・体力等の向上の取組を一層進める必要があります。

そのため、子供園においては、スポーツ・運動の専門講師を活用するなど、体を動かす遊びの一層の充実を図ることにより、幼児期に必要な多様な動きの獲得や、体力・運動能力の基礎を培います。

小中学校においては、外国人英語指導助手(ALT)や日本人英語指導助手(JTE)の配置により、外国語によるコミュニケーション能力や国際理解の意識を育む外国語教育の充実を図ります。また、パワーアップ教室による子どもたちのつまずき・学び残しの解消や発展的な学習内容への挑戦、体力づくり教室による苦手な運動種目の克服や興味のあるスポーツへの参加など、一人ひとりのニーズに応えながら学び続ける力の育成を支えています。さらに、理科出前授業等の実施により、子どもたちの科学的な思考力や判断力を育みます。

加えて、避難訓練や防災館見学等の体験活動を通して、自ら考え、話し合うことを重視した取組を全子供園・学校で行うことにより、防災意識を高めるとともに、安全のために主体的に行動できる力を身に付けることができるようにします。

これらの取組により、子どもたちの学力・体力が向上するよう支援していきます。

項目	3(2021)年度末	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	3か年計
幼児期における体を動かす遊びの充実	子供園全園	子供園全園	子供園全園	子供園全園	子供園全園
外国語教育の充実【実】	ALTの配置 小中学校全校 特別支援学校	ALTの配置 小中学校全校 特別支援学校	ALTの配置 小中学校全校 特別支援学校	ALTの配置 小中学校全校 特別支援学校	ALTの配置 小中学校全校 特別支援学校
	JTEの配置 小学校全校	JTEの配置 小学校全校	JTEの配置 小学校全校	JTEの配置 小学校全校	JTEの配置 小学校全校
小・中学生パワーアップ教室等の実施【実】	小中学生パワーアップ教室 小中学校全校	小中学生パワーアップ教室 小中学校全校	小中学生パワーアップ教室 小中学校全校	小中学生パワーアップ教室 小中学校全校	小中学生パワーアップ教室 小中学校全校
	休日パワーアップ教室 中学校3年生 153人	休日パワーアップ教室 中学校3年生 150人	休日パワーアップ教室 中学校3年生 150人	休日パワーアップ教室 中学校3年生 150人	休日パワーアップ教室 中学校3年生 450人
	体力づくり教室 3教室 ^{※1}	体力づくり教室 5教室	体力づくり教室 5教室	体力づくり教室 5教室	体力づくり教室 15教室
理科教育における人材の配置及び出前授業の実施	理科専科教員・理科支援員の配置 小学校全校	理科専科教員・理科支援員の配置 小学校全校	理科専科教員・理科支援員の配置 小学校全校	理科専科教員・理科支援員の配置 小学校全校	理科専科教員・理科支援員の配置 小学校全校
	理科出前授業 小中学校全校	理科出前授業 小中学校全校	理科出前授業 小中学校全校	理科出前授業 小中学校全校	理科出前授業 小中学校全校
防災に対する意識向上への取組	子供園全園 小中学校全校 特別支援学校	子供園全園 小中学校全校 特別支援学校	子供園全園 小中学校全校 特別支援学校	子供園全園 小中学校全校 特別支援学校	子供園全園 小中学校全校 特別支援学校

※1 小・中学生パワーアップ教室等の実施:令和3年度(2021年度)の跳び箱・マット教室と親子ラグビー教室は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、中止

6 特別支援教育の充実

特別な支援を必要とする子どもが増加し、その教育的ニーズも多様化していることから、一人ひとりに応じた適切な教育環境の充実を図る必要があります。

そのため、早期からの支援を希望する子どもに対し、就学前後の切れ目ない相談を実施することにより、個別の教育的ニーズに応じた適切な教育につながるよう支援を行います。

また、通常の学級において、学習面で困難を抱える子どもたちの教育的ニーズに応じた教育環境を確保する学習支援教員を配置するほか、通常学級支援員^{※1}や通常学級介助員ボランティア^{※2}の配置により、学級における子どもたちの安定的な学びの確保と学校生活における負担や困難さの軽減に向けた支援を行います。

さらに、特別支援学級で学ぶ子どもの増加と通学時間等の負担を考慮し、小学校 1 校に特別支援学級(知的固定)を整備します。

これらの取組により、障害等により特別な支援を必要とする子どもの可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加に向けた学びが行えるよう、個別の教育的ニーズに応じた特別支援教育を充実していきます。

項目	3(2021)年度末	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	3 か年計
就学前後の切れ目ない相談支援の実施【実】	15 人	実施	実施	実施	実施
学習支援教員の配置【実】	小中学校全校	小中学校全校	小中学校全校	小中学校全校	小中学校全校
通常学級支援員の配置【実】	51 人	配置	配置	配置	配置
通常学級介助員ボランティアの配置【実】	延べ 5,000 日	配置	配置	配置	配置
特別支援学級(知的障害)の整備【実】	検討	設計 1 校	改修 1 校	小学校 1 校	設計 1 校 改修 1 校 小学校 1 校

※1 通常学級支援員:通常の学級において特別な支援を要する子どもたちが安心して学校生活を送るために、安全確保及び教育活動に必要な介助を行う非常勤職員

※2 通常学級介助員ボランティア:通常の学級において特別な支援を要する子どもたちが安心して学校生活を送るために、安全確保及び教育活動に必要な介助を行うボランティア

7 外国人等に対する教育的支援

グローバル化の進展に伴い、日本語指導を必要とする子どもやその保護者が増えています。誰一人取り残さないという観点から、誰もが等しく学びの機会を得られることが求められています。

このため、日本語教育の推進に関する法律等を踏まえ、外国人の子どもの保護者に対し、就学の案内を行うことにより、外国人の子どもの就学機会を確保します。また、帰国・外国人の子どもが、日本語の習得が不十分なために学校生活への適応が遅れることが予測される場合には、指導者が在籍校を訪問して日本語の指導(訪問・補充指導)を行います。

また、在籍校での指導では日本語の習得が不十分な子どもを対象とした日本語教室を開設し、学校生活への適応が図られるよう、日本語指導の充実を図ります。

さらに、日本語の習得を必要とする区民はもとより、保護者や家族に日本語の学習機会を提供するなど、保護者等が学校や地域との意思疎通を図りやすくなるよう支援します。

これらの取組を関係部局とも連携して行い、教育分野における外国人等に対する支援の充実を図っていきます。

項目	3(2021)年度末	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	3か年計
外国人児童生徒の就学機会の確保	就学案内送付実施	就学案内送付実施	就学案内送付実施	就学案内送付実施	就学案内送付実施
	就学先調査実施	就学先調査実施	就学先調査実施	就学先調査実施	就学先調査実施
帰国・外国人児童生徒日本語指導の実施【実】	訪問指導 80 単位時間/人	訪問指導 80 単位時間/人	訪問指導 80 単位時間/人	訪問指導 80 単位時間/人	訪問指導 延べ240 単位時間/人
	補充指導 40 単位時間/人	補充指導 40 単位時間/人	補充指導 40 単位時間/人	補充指導 40 単位時間/人	補充指導 延べ120 単位時間/人
帰国・外国人児童生徒日本語教室の開催	開設準備	運営	運営	運営	運営
外国人児童生徒の保護者向けにほんご教室の開催	2 期	実施	実施	実施	実施

8 ICTを活用した学びの充実

急速な技術の革新やグローバル化の一層の進展などにより、将来の予測が困難な時代を生きる子どもたちには、自ら考え疑問を持ち、主体的に課題を解決しようとしたり、多様な考え方を共有したりしながら、学ぶことが大切です。

そのため、子どもたちが児童・生徒1人1台専用タブレット端末を用いて、クラウド型の学習マネジメントシステムにある様々な学習コンテンツを活用できるようにします。また、全校で、ICTを活用する上でのルールやマナー、情報セキュリティの重要性や情報の活用方法を主体的に考えさせることで、ICT活用のスキルや情報モラルを含めた情報リテラシー教育の一層の充実を図っていきます。さらに、小中学校全校において、子どもたちの論理的思考力や創造性、問題解決能力等を育むプログラミング教育^{※1}を実施します。

こうしたICTを活用した取組によって、子どもたちの学びを充実させていきます。

項目	3(2021)年度末	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	3か年計
学習マネジメントシステムの活用【実】	構築	小中学校全校 特別支援学校	小中学校全校 特別支援学校	小中学校全校 特別支援学校	小中学校全校 特別支援学校
タブレット端末の活用の推進【実】	タブレット端末活用 小中学校全校 特別支援学校	タブレット端末活用 小中学校全校 特別支援学校	タブレット端末活用 小中学校全校 特別支援学校	タブレット端末活用 小中学校全校 特別支援学校	タブレット端末活用 小中学校全校 特別支援学校
	プログラミング教育 小中学校全校	プログラミング教育 小中学校全校	プログラミング教育 小中学校全校	プログラミング教育 小中学校全校	プログラミング教育 小中学校全校

※1 プログラミング教育:子どもたちが将来どのような職業に就くとしても普遍的に求められる「プログラミング的思考」(論理的思考)を育むため、必修化された教育内容

9 学校図書館を活用した探究学習の充実

子どもたちが自発的・主体的な探究学習を進めていくためには、学校図書館は、図書や資料、ICT機器との併用により、多岐にわたる探究学習を支える学びの場として充実を図ることが必要です。

そのため、学校においては学校図書館担当教員や学校司書が中心となり、学習に適した図書・新聞等の紙資料や視聴覚資料、デジタル情報等を収集し、子どもたちに提供します。また、済美教育センターにおいては、それらの情報の共有化を進め、効率的な活用を図ります。教員や学校司書は、共有化された資料を活用し、子どもたちの情報の収集・選択・まとめ・発表等の情報活用能力を育みます。

こうした学校図書館の「学習センター」「情報センター」機能を充実させることにより、子どもたちの探究学習の充実を図っていきます。

項目	3(2021)年度末	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	3か年計
学校図書館を活用した探究学習の充実	-	小中学校全校	小中学校全校	小中学校全校	小中学校全校

10 部活動支援の充実

部活動は、子どもたちの自主的、自発的な参加によって行われ、教科学習とは異なる集団での活動を通じて、人格形成や健全育成に大きな役割を果たしています。一方で、教員の業務量の増加や顧問教員の異動により部活動の維持が厳しくなる状況も生じていることから、子どもたちにとって望ましい部活動を持続可能なものとするのが求められています。

このため、合同部活動を実施するとともに、部活動活性化事業^{※1}による指導者の派遣や指導補助としての外部指導員を各校の実情に応じて配置します。また、教員に代わって顧問となり公式大会の引率ができる部活動指導員の配置を段階的に増やしていきます。さらに、子どもたちにとって望ましい部活動と教員の働き方改革の両立の観点から、国が推進方針を示している「地域部活動」の仕組みを基にした新たな部活動支援として、「学校施設の有効活用」の取組^{※2}と連携した部活動支援策の構築を図ります。

これらの取組と並行して、より効果的な部活動支援の在り方について検討し、必要に応じて既存の取組の見直しを行うなど、部活動支援の更なる充実を図っていきます。

項目	3(2021)年度末	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	3か年計
部活動活性化事業の実施【実】	合同部活動 1回	合同部活動 実施	合同部活動 実施	合同部活動 実施	合同部活動 実施
	プロフェッショナル指導 52部活	プロフェッショナル指導 47部活	プロフェッショナル指導 47部活	プロフェッショナル指導 47部活	プロフェッショナル指導 141部活
	外部指導員研修 1回	外部指導員研修 実施	外部指導員研修 実施	外部指導員研修 実施	外部指導員研修 実施
外部指導員の配置【実】	360回/校	360回/校	360回/校	360回/校	1,080回/校
部活動指導員の配置【実】	試行6人	2人 (累計8人)	2人 (累計10人)	4人 (累計14人)	8人 (累計14人)
「学校施設の有効活用」の取組における部活動支援【実】	モデル実施	モデル実施 検証	実施	実施	モデル実施 検証 実施
効果的な部活動支援のあり方検討【実】	-	-	検討	検討 見直し	検討 見直し

※1 部活動活性化事業:技術指導が困難な顧問教員の負担軽減のため、区が技術指導を専門事業者等に委託し、専門性のある指導資格を有したコーチが部活動の指導を行う事業

※2 「学校施設の有効活用」の取組:区民の健康スポーツ活動の一層の活性化を図るため、学校における体育施設を有効活用する仕組みを構築する取組。民間事業者等を活用し、部活動支援と一体的に進めていく

11 豊かな人間性を育む宿泊学習の充実

人間関係の希薄化、自然体験の機会の減少など子どもたちを取り巻く状況が変化する中で、子どもたちには日常とは異なる環境や宿泊を伴う集団生活において、自らの役割を考えながら互いを思いやることなど良好な人間関係を築くとともに、豊かな自然に触れ自然や文化への理解を深めるための体験の機会が必要です。

このため、小学校 5、6 年生に対する移動教室や、中学校 1 年生に対して、中学進学後の早期にフレンドシップスクールを実施し、日常と異なる生活環境において自然や文化などに親しむとともに、集団生活の在り方などについて学び、共に協力し合うなど、より良い人間関係をつくる態度を養います。

これらの取組により、豊かな人間性を育む宿泊学習を充実させていきます。

項目	3(2021)年度末	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	3 か年計
移動教室の充実	小学校 5 年生 小学校 6 年生	小学校 5 年生 小学校 6 年生	小学校 5 年生 小学校 6 年生	小学校 5 年生 小学校 6 年生	小学校 5 年生 小学校 6 年生
フレンドシップスクールの実施	中学校 1 年生	中学校 1 年生	中学校 1 年生	中学校 1 年生	中学校 1 年生

12 体験交流事業の推進

次代を担う子どもたちが、視野を広げ、夢に向かって健やかに成長するためには、自然・文化・芸術・スポーツなど様々な分野における体験や人との交流が大切です。

そのため、交流自治体である北海道名寄市に小学生を派遣し、天体観測などの体験を通して自然の雄大さや大切さを学ぶとともに、名寄市の小学生との交流により、互いに尊重し合い、学び合う中で、豊かな人間性を育みます。また、友好都市であるオーストラリア・ウィロビー市に中学生を派遣し、現地校での授業体験やホストファミリーとの交流などの体験活動を通して、豊かな人間性や国際感覚、英語によるコミュニケーション能力などを育成します。さらに、世界自然遺産である小笠原に中学生を派遣し、自然の中での体験学習や現地の人々との様々な交流を通して、自らが設定した課題の解決に向けた学習を行うことにより、各学校・地域における環境保全活動の推進役となり、より広い視野で持続可能な社会を考えることができる資質・能力を育成します。

こうした、子どもたちが日常では得られない多様な体験を通じて、自ら学び、学んだ成果を各学校や地域に還元することができるよう、「杉並区次世代育成基金」を活用し、体験交流事業を推進していきます。

項目	3(2021)年度末	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	3 か年計
小学生名寄自然体験交流事業の実施	実施	実施	実施	実施	実施
中学生海外留学事業の実施	中止 ^{※1}	実施	実施	実施	実施
中学生小笠原自然体験交流事業の実施	実施	実施	実施	実施	実施

※1 中学生海外留学事業の実施:令和 3 年度(2021 年度)は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、中止

1 基本的な考え方

誰もが自分らしく生きることを大切にしながら、みんなで社会を創るためには、学び続けられ、学んだ成果を誰かのために生かしたり、役立てたりすることが重要です。

そのために、それぞれの主体的な学びを育むとともに、学び合い、教え合うことができるよう、身近な場所での学びや、人々のつながりをつくることで、一人ひとりの生きがいにつながる生涯にわたる学びを支援します。

2 現状と課題

教育委員会では、これまで、多くの保護者や地域住民が子どもたちの学びを支える取組や、区民の生涯にわたる学びと、その成果を地域づくりに生かすことができる取組を進めてきました。

今後は、これまで以上に、誰もが学んだことを自分の中にとどめることなく、地域に還元し、循環させていくことができるよう、学び合い・教え合いの機会を充実させていくことが大切です。

そのためには、地域で学んだり活動したりした経験のない人も、気軽に学びの機会に参加することができるよう、さらなる工夫が必要です。そして、学んだ成果を人づくりや地域づくりにつなげることができるよう、人と人の学びをつなぐ地域人材の活動を支援することも大切です。

また、地域に対する誇りや郷土愛を育むため、身近な地域で、杉並の歴史や文化に親しむことができる場や機会を充実させる必要があります。

3 主な取組

- 誰もが気軽に学びに触れることができるよう、身近な地域の施設において、様々な生涯学習事業を実施します。
- 区民が歴史・文化に触れ、学ぶことができるよう、杉並らしい展示や郷土芸能に親しむ機会の充実を図るとともに、区が保有する歴史的・文化的資料の保存と活用を進めます。
- 多様な大人が教育の当事者として子どもの学びを支えるとともに、子どもとのかかわりから大人自身も学びも深めることができるよう、家庭・地域・学校の協働を一層充実させていきます。
- 学びを通して地域の人材や資源を結びつけることができるよう、様々な分野での学びを支援する社会教育士^{※1}の育成に取り組みます。

※1 社会教育士：地域の教育、福祉、防災、環境、産業など様々な分野における学びの支援を通して、人づくりや地域づくりに携わる役割を担う専門人材の称号

4 / 計画の指標

	指標名	現状値	目標値			指標の説明
			6年度 (2024)	9年度 (2027)	12年度 (2030)	
指標	郷土博物館の観覧者数	23,445 人 (2年度)	32,000 人	35,000 人	38,000 人	郷土博物館の来館者数及び出前型事業の来場者数
	地域の行事に参加している児童・生徒の割合	42.9% (3年度)	52%	54%	60%	区立学校の児童・生徒を対象とした質問紙調査による
	生涯学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を地域や社会での活動に生かしている区民の割合	8.5% (2年度)	10%	11.5%	13%	区民意向調査による

1 出前型・ネットワーク型の学習機会の充実

区民誰もが生涯にわたって自分らしく生きるためには、身近な地域で、学び続けられ、学び直しができることが重要です。

そのため、郷土博物館の出前型事業として地域区民センター等で展示会や講演会を開催し、区民がその地域の歴史や文化に親しみ、学ぶことができる機会を提供していきます。また、区民・地域団体・NPO等の参加と協働による展示を実施し、地域における郷土学習の担い手を育成します。

さらに、図書館と郷土博物館等が連携して事業を実施し、地域の学びと交流の場として図書館を活用していきます。

加えて、社会教育センターを拠点に、区施設や高等教育機関等において様々な講座等を実施し、区民が気軽に地域で学ぶことができる環境を整え、生涯にわたりいきいきと地域で暮らせるよう支援します。また、科学教育では、地域の施設において参加型・体験型の企画展やプログラムを実施するとともに、それを支える科学の拠点^{※1}等の整備を行います。さらに、NPOや企業・学校等で構成する実行委員会によるサイエンスフェスタの開催を通して、これらの団体の活動の場を広げ、区民の学びの機会の充実を図ります。

こうした様々な事業を、身近な地域の施設で実施するほか、オンライン開催や動画の配信などを通じて、誰もが気軽に学びに触れることのできる機会を提供していきます。また、民間企業や地域団体等との連携を深めることにより、区民の学習機会を充実させるとともに、新たな学びの担い手の発掘・育成につなげていきます。

項目	3(2021)年度末	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	3か年計
郷土博物館の出前型事業の実施【実】	1 地域	1 地域	1 地域	1 地域	3 地域
区民参加による協働展示の実施	3 回	3 回	3 回	3 回	9 回
地域の学びと交流の場としての図書館の活用推進【実】	1 館	2 館	4 館	7 館	13 館
成人学習支援の充実【実】	5 講座	4 講座	4 講座	4 講座	12 講座
科学の拠点等の整備【実】	設計 0.7 所 改修 0.1 所	改修 0.6 所	改修 0.3 所	-	改修 0.9 所
科学教育の推進【実】	企画展 1 回	企画展 1 回	企画展 実施	企画展 実施	企画展 実施
	サイエンスコミュニケーション事業 28 回	サイエンスコミュニケーション事業 51 回	サイエンスコミュニケーション事業 実施	サイエンスコミュニケーション事業 実施	サイエンスコミュニケーション事業 実施
	サイエンスフェスタ 1 回	サイエンスフェスタ 1 回	サイエンスフェスタ 1 回	サイエンスフェスタ 1 回	サイエンスフェスタ 3 回

※1 科学の拠点: 広く子どもから大人まで世代を超えて科学に親しみ、生涯にわたって学び続けることができる機会を提供するため、身近な地域の施設に出向き科学の魅力発信等を行うとともに、日々進展する最先端の科学に触れ、いつ来ても新たな発見が得られる参加型・体験型の企画を提供する場

2 多様なニーズに対応した図書館サービスの充実

生涯を通して、誰もが自分に合った方法で読書ができるようにするためには、利用しやすく、本を様々な形式で提供するなど図書館サービスの充実が求められています。

このことから、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律^{※1}(読書バリアフリー法)」等に基づき、高齢や障害等の理由から読むことや来館することが困難な利用者に対して、高齢者施設等への図書の利用貸出や読み聞かせ等の訪問サービスを実施し、読書を楽しむ機会を提供します。また、図書館の設備やサインについて、更なる合理的な配慮を行っていきます。さらに、区民の多様なニーズに答えられるような資料や区民の調査・研究を支えるための資料を幅広く収集して提供するとともに、オンラインデータベースの情報を提供し、利用促進を図っていきます。

これらの取組により、区民誰もが読書の楽しさを実感しながら、自分らしくいきいきと学び続けることができるよう、多様なニーズに対応した図書館サービスの充実を図っていきます。

項目	3(2021)年度末	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	3か年計
図書館利用へのバリアフリーの推進【実】	-	高齢者施設等へのサービス 検討	高齢者施設等へのサービス 実施	高齢者施設等へのサービス 実施	高齢者施設等へのサービス 実施
	設備への合理的配慮 実施	設備への合理的配慮 実施	設備への合理的配慮 実施	設備への合理的配慮 実施	設備への合理的配慮 実施
多様なニーズへ対応した資料の充実	検討	検討	一部実施	一部実施	一部実施
外部データベース ^{※2} の提供【実】	実施	実施	実施	実施	実施

※1 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律:障害の有無にかかわらず、すべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられる社会を実現するための法律

※2 外部データベース:新聞・雑誌記事、判例・法令、百科事典などのオンライン情報を提供する商用のデータベース

3 次世代への歴史・文化の継承

杉並の地域に根差した歴史や文化を次世代に継承していくためには、区民がこれらに親しむことができる場や機会を充実させるとともに、杉並の歴史・文化を区内外に発信し、区民の愛郷心を醸成していくことが重要です。

そのため、文化財の収集や収蔵資料の適正管理とその活用や、デジタルアーカイブ^{※1}化の推進により、区民共有の財産を次世代へ継承していきます。また、杉並郷土芸能大会の開催を通じて、伝統文化・郷土芸能への理解促進につなげます。

このほか、昭和前期に総理大臣を三度務めた政治家、近衛文麿の邸宅である荻外荘は、歴史的に重要な政治会談が行われた場所として、平成28年(2016年)3月に国の史跡に指定されました。荻外荘の公開に向け、陽明文庫^{※2}の協力を得て、展示資料に関連する共同調査を実施し、歴史や文化を学ぶ機会の充実を図ります。

こうした歴史的な建造物や区指定・登録有形文化財を活用した杉並らしい特別展・企画展の実施なども行いながら、区民の地域に対する誇りと愛着の醸成を図っていきます。

項目	3(2021)年度末	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	3か年計
文化財の収集と収蔵資料の適正管理及び活用の推進【実】	文化財の収集・保存 検討	文化財の収集・保存 実施	文化財の収集・保存 実施	文化財の収集・保存 実施	文化財の収集・保存 実施
	収蔵品の展示 1回	収蔵品の展示 1回	収蔵品の展示 1回	収蔵品の展示 1回	収蔵品の展示 3回
	収蔵スペースの確保 検討	収蔵スペースの確保 検討	収蔵スペースの確保 検討	収蔵スペースの確保 検討	収蔵スペースの確保 検討
歴史的・文化的資料の収集とデジタルアーカイブの構築による保存・活用【実】	デジタルアーカイブの活用推進 検討	デジタルアーカイブの活用推進 検討	デジタルアーカイブの活用推進 実施	デジタルアーカイブの活用推進 実施	デジタルアーカイブの活用推進 実施
杉並らしい特別展・企画展の実施【実】	企画展 3回	企画展 3回	企画展 3回	企画展 3回	企画展 9回
	特別展 1回	特別展 1回	特別展 1回	特別展 1回	特別展 3回
伝統文化・郷土芸能への理解促進【実】	中止 ^{※3}	1回	1回	1回	3回
陽明文庫との連携の強化と共同調査【実】	実施	実施	実施	実施	実施

※1 デジタルアーカイブ: 重要な文書や文化資源等の情報をデジタル化して記録・管理し、さらにそのデータをインターネット上で共有したり活用したりする仕組み

※2 陽明文庫: 近衛文麿が京都市に設立した歴史資料館。近衛家に伝習した古文書、古典籍、古美術工芸品等を一括して保存管理している

※3 伝統文化・郷土芸能への理解促進: 令和3年度(2021年度)の杉並郷土芸能大会は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、中止

4 家庭教育支援の充実

家庭における教育は、子どもが自分らしく生きる土台となる自己肯定感を育むとともに、基本的な生活習慣の習得や自立心の涵養かんように大きな役割を担うことから、家庭の教育力向上を支える仕組みづくりが重要です。

このことから、教育委員会主催の家庭教育講座については、保護者の意向を踏まえてテーマを設定します。また、地域団体等が主催し教育委員会が共催する家庭教育講座については、講座の企画や運営にあたる主催団体への支援等を行います。

さらに、家庭教育フォーラムを実施することにより、家庭教育講座の主催者や子育て支援者等の連携を進めるとともに、地域で取り組む活動に役立つような情報や意見を交換する相互学習の場としていきます。

こうした取組により、子どもの健やかな育成に大きな役割を担う家庭教育支援の充実を図ります。

項目	3(2021)年度末	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	3か年計
家庭教育講座の実施	4回	実施	実施	実施	実施
家庭教育フォーラムの実施	中止※1	1回	1回	1回	3回

※1 家庭教育フォーラムの実施:令和3年度(2021年度)は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、中止

5 地域と共にある学校づくりの充実

子ども一人ひとりが自分の個性を大切に、多様な人々と協働しながら持続可能な社会の創り手となっていく教育の実現には、学習指導要領にある「より良い学校教育を通してより良い社会を創る」という理念を学校と社会とが共有できる、地域と学校の関係づくりが必要です。

そのため、保護者や地域住民等が学校運営に参画する地域運営学校(学校運営協議会)^{※1}を特別支援学校にも拡大して取り組んでいきます。また、学校運営協議会で協議した基本方針に基づき、教育課題の解決に向けて、学校支援本部と協働し具体化を図っていく取組を支援していきます。さらには、小中一貫連携校における学校運営協議会の合同会議開催を関係者に働きかけるなど、地域全体で義務教育9年間の子どもの成長を支える関係づくりを支援していきます。

こうした取組を通して、子どもの学びを支えるとともに、子どもとのかかわりから大人自身も学びを深め、持続可能な地域や社会を創る、地域と共にある学校づくりを充実していきます。

項目	3(2021)年度末	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	3か年計
地域運営学校の充実【実】	小中学校全校	検討 (累計小中学校全校)	特別支援学校1校 (累計小中学校全校・特別支援学校)	(累計小中学校全校・特別支援学校)	検討 特別支援学校1校 (累計小中学校全校・特別支援学校)
地域運営学校と学校支援本部との連携推進【実】	実施	実施	実施	実施	実施
地域運営学校における小中一貫連携校間の合同会議開催支援【実】	実施	実施	実施	実施	実施

※1 地域運営学校(学校運営協議会):学校運営の基本方針の承認や運営に必要な支援について協議するために、保護者や地域住民等で構成された合議制の機関が学校運営協議会であり、この協議会を設置している学校のこと

6 地域と学校の協働活動の充実

すべての人が、生涯にわたって教育の当事者となり「みんなのしあわせを創る杉並の教育」を豊かに育て続けていくには、誰もが学び教える喜びを感じる機会をつくることが欠かせません。

そのため、学校の教育活動を支援する学校支援本部や、子どもも含め地域が主体となって取り組む地域教育推進協議会等の活動を支援します。また、新たに配置する地域学校協働活動推進員^{※1}を中心に、学校支援本部と地域教育推進協議会を連携・強化するモデル事業を実施し、学校を地域における学びの拠点として、区民の多様な活動を推進します。

加えて、子どもの多様な体験活動の充実のため、地域人材の情報を区内就学前教育施設間で共有できる仕組みについて、地域と学校のつながりも生かしながら検討・構築します。

こうした取組により、子どもを含めたすべての人が教育の当事者として学び合い、教え合うことができる環境を身近な場所に整えていけるよう、地域と学校の協働活動を充実していきます。

項目	3(2021)年度末	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	3か年計
学校支援本部の活動支援【実】	小中学校全校	小中学校全校	小中学校全校	小中学校全校	小中学校全校
地域教育推進協議会の活動支援【実】	4地区	4地区	4地区	4地区	4地区
地域学校協働活動推進員の配置【実】	検討	1人	3人 (累計4人)	(累計4人)	4人 (累計4人)
学校支援本部と地域教育推進協議会の連携・強化モデル事業の実施【実】	-	-	検討	実施	実施
中学生レスキュー隊 ^{※2} の編制【実】	中学校全校	中学校全校	中学校全校	中学校全校	中学校全校
就学前教育施設間での地域人材情報を共有する仕組みづくり	-	検討	検討	検討 構築	検討 構築

※1 地域学校協働活動推進員: 地域学校協働活動に関して、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校の情報共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言等の援助を行う者

※2 中学生レスキュー隊: 災害時に役立つ知識・技能を身に付ける活動を通し、中学生の防災意識や社会貢献意識の向上を図ることを目的に、中学校全校に編制されている教育課程外の活動組織

7 社会教育士の育成・活用

区民が他者とかかわり、つながりながら新たな価値を生み出し、より良い地域を創るためには、人と人、人と学びや活動の場をつなげる支援を充実させることが重要です。

そのため、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力、コーディネート能力を有し、様々な分野で学びの支援を行う社会教育士の育成に取り組みます。また、社会教育委員の会議での意見を踏まえながら、社会教育士を中心とした地域での学びを支援していきます。

これらの取組により、地域の人材や資源を結びつけ地域の力を引き出すことで、「人づくり」「つながりづくり」「地域づくり」につなげていきます。

項目	3(2021)年度末	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	3か年計
社会教育士の育成【実】	-	実施	実施	実施	実施
社会教育士を効果的に活用した学びの支援等の充実【実】	検討	検討	実施	実施	検討 実施

1 基本的な考え方

「人生 100 年時代」を自分らしくいきいきと生きるためには、誰もが学び続けられ、必要に応じて学び直すことができる環境を、身近な地域に整える必要があります。

そのためには、学校や図書館等の教育施設を、区民が生涯にわたって豊かに学ぶことができる施設とするとともに、人が交わりつながる基盤となる「学びのプラットフォーム^{※1}」として整備することにより、学び合いと教え合いが広がる教育環境の整備・充実を図ります。

2 現状と課題

小中学校をはじめ多くの教育施設は、昭和 30 年(1955 年)代から 40 年(1965 年)代にかけて建築され、老朽化による改築時期を迎えています。改築時期が集中することから、コストの縮減を図りながら計画的に整備を進める必要があることに加え、ユニバーサルデザインの採用や地球温暖化対策等の課題にも対応していく必要があります。

学校施設を改築するに当たっては、何よりも子どもたちのための教育施設であることを大切にしながら、地域の拠点となる開かれた学校として多くの区民の施設需要に応えるとともに、将来の児童・生徒数の減少を見据えた、柔軟性のある施設づくりが求められています。

社会教育施設についても、これまで以上に、区民が交流し、学び合い、教え合う場として活用することができる環境づくりが必要です。

3 主な取組

- 「杉並区立学校施設整備計画(第 2 次改築計画)」に基づき、子どもたちにとって安全・安心な施設環境の確保と教育環境の向上を図るとともに、バリアフリー対応など、誰もが利用しやすい学校の施設整備を計画的に進めます。
- 児童・生徒 1 人 1 台専用タブレット端末等の学校 ICT 機器について、安全かつ安定的に運用していきます。
- 老朽化している図書館の改築や、IC タグシステム^{※2}の段階的な導入などを進めることにより、区民の一層の利便性の向上を図ります。

※1 プラットフォーム: 人やものが交わり、つながる基盤となる土台や環境

※2 IC タグシステム: 図書館資料に IC チップとアンテナが組み込まれたタグ(IC タグ)を貼付し、非接触型の蔵書管理を行うシステム

4 / 計画の指標

	指標名	現状値	目標値			指標の説明
			6年度 (2024)	9年度 (2027)	12年度 (2030)	
指標	小中学校の老朽改築校数	8校 (3年度)	12校	18校	24校	杉並区立小中学校老朽改築計画(第1次改築計画)及び杉並区立学校施設整備計画(第2次改築計画)により改築に着手した校数(累計)
	小中学校の長寿命化改修校数	0校 (3年度)	1校	2校	5校	杉並区立学校施設整備計画(第2次改築計画)により長寿命化改修に着手した校数(累計)
	図書館の新規利用登録者数	14,845人 (2年度)	17,500人	19,000人	20,500人	図書館利用カードを新規交付した人数

1 区立学校の増改築

学校施設の半数が築 50 年以上を経過し老朽化が顕在化している中で、「杉並区立学校施設整備計画(第2次改築計画)」に基づき、計画的に改築を実施することが必要です。

このため、老朽化が進んでいる学校について、子どもたちにとって安全・安心な施設環境を確保するとともに、教育環境や将来の学級数の変化に柔軟に対応可能で、学校施設の有効活用や震災救援所機能を含めた、地域の拠点となる開かれた学校施設となるよう整備を進めます。また、児童数の増加に伴い、普通教室が不足している小学校について、教育環境の向上を図るため、増築工事を実施します。さらに、特別な支援を必要とする子どもが増加しており、今後も増えていくことが見込まれるため、済美養護学校の教育環境の更なる整備に取り組みます。

これらの取組により、子どもたちが安全で良好な教育環境の中で学ぶことができるよう、学校の増改築を実施していきます。

項目	3(2021)年度末	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	3か年計
富士見丘小学校の改築【実】	改築 0.3 校 環境整備工事 0.3 校	改築 0.3 校 環境整備工事 0.3 校	改築 0.4 校 環境整備工事 0.4 校	-	改築 0.7 校 環境整備工事 0.7 校
富士見丘中学校の改築【実】	-	-	改築 0.1 校 環境整備工事 0.1 校	改築 0.3 校 環境整備工事 0.3 校	改築 0.4 校 環境整備工事 0.4 校
杉並第二小学校の改築【実】	設計 0.2 校 改築 0.2 校	改築 0.3 校	改築 0.5 校	環境整備工事 0.3 校	改築 0.8 校 環境整備工事 0.3 校
中瀬中学校の改築【実】	設計 0.4 校	設計 0.4 校	改築 0.3 校	改築 0.3 校	設計 0.4 校 改築 0.6 校
神明中学校の改築【実】	検討	設計 0.3 校	設計 0.7 校	改築 0.3 校	設計 1 校 改築 0.3 校
西宮中学校の改築【実】	-	検討	設計 0.3 校	設計 0.7 校	検討 設計 1 校
杉並第一小学校の改築【実】	-	-	検討	設計 0.3 校	検討 設計 0.3 校
天沼中学校の改築【実】	-	-	検討	設計 0.3 校	検討 設計 0.3 校
老朽改築(2校)【実】	-	-	-	検討 2校	検討 2校
天沼小学校の増築【実】	増築 0.4 校	増築 0.6 校	-	-	増築 0.6 校
高井戸小学校の増築【実】	検討	設計 1 校	増築 0.6 校	増築 0.4 校	設計 1 校 増築 1 校
済美養護学校の教育環境整備【実】	検討	設計 0.6 校	設計 0.4 校 改修 0.2 校	改修 0.8 校	設計 1 校 改修 1 校

2 区立学校の長寿命化改修及び中規模修繕

「杉並区立学校施設整備計画(第2次改築計画)」に基づき、構造躯体が健全な建物の改築時期を築80年程度に延ばすとともに、施設の基本性能回復のための中規模修繕(築20年目・60年目)や、基本性能回復に加えて多様な教育への対応やバリアフリーなどの機能向上を図るための改修を盛り込んだ長寿命化改修(築40年目)を定期的^{くたい}に実施することが必要です。

このため、築40年を迎えた久我山小学校について、学校の夏季休業期間等を利用して、3か年かけて長寿命化改修を実施します。また、堀之内小学校及び高井戸中学校について、中規模修繕を実施することにより、改築時期の分散化による財政負担の平準化を図ります。

これらの取組により、子どもたちに安全・安心で、快適に過ごせる学習・生活空間を提供していきます。

項目	3(2021)年度末	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	3か年計
堀之内小学校の中規模修繕	検討	実施	実施	実施	実施
高井戸中学校の中規模修繕	検討	実施	実施	実施	実施
久我山小学校の長寿命化改修【実】	検討	長寿命化改修0.3校	長寿命化改修0.3校	長寿命化改修0.4校	長寿命化改修1校

3 区立学校トイレの環境整備

学校トイレは、子どもたちの生活様式に合わせ、快適に利用できるようにするとともに、地域住民の生涯学習やスポーツ活動、震災時の避難場所など、多くの人にとって利用しやすい環境を整備する必要があります。

学校の施設整備事業等により、トイレの内装や照明、給排水設備、和式便器の洋式化等の改修によるトイレ全体の環境改善を行い、子どもたちの学校生活や、災害時の避難場所等である学校施設における教育環境や生活空間の向上を図ります。

項目	3(2021)年度末	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	3か年計
学校トイレの改修	3校	実施	実施	実施	実施

4 学校ICT機器の運用

様々な学習クラウドサービスの利用が進む中、児童・生徒 1 人 1 台専用タブレット端末を日常の授業や家庭学習において活用するに当たっては、インターネット通信環境を向上させながら、子どもたちの学習情報のセキュリティ対策にも取り組む必要があります。

このことから、児童・生徒 1 人 1 台専用タブレット端末と教室に設置した電子黒板システムを同じネットワーク上で運用しながら、授業で学習クラウドサービスの活用を拡充できるよう、安全かつ安定的に運用できる通信ネットワークについて検討を行います。

こうした取組により、適切なシステムセキュリティ対策を講じながら、快適に学校 ICT 機器を使えるようにしていきます。

項目	3(2021)年度末	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	3 か年計
児童・生徒 1 人 1 台専用タブレット端末の運用	小中学校全校 特別支援学校	小中学校全校 特別支援学校	小中学校全校 特別支援学校	小中学校全校 特別支援学校	小中学校全校 特別支援学校
電子黒板システムの運用	小中学校全校 特別支援学校	小中学校全校 特別支援学校	小中学校全校 特別支援学校	小中学校全校 特別支援学校	小中学校全校 特別支援学校
ネットワークの改善に向けた検討	検討	検討	検討	検討	検討

5 通学路安全対策の推進

交通事故や犯罪から児童を守り、安全で安心して通学できる環境が不可欠です。

そのため、小学校全校において、小学生、保護者及び学校関係者と、通学路の危険箇所等を示した学校安全マップを作成し、小学生に対し危険な場所についての理解を促すとともに、危険な場所には近づかない等の意識啓発を図ります。作成した学校安全マップを各家庭に配布することにより、通学路の危険箇所等を学校と家庭で共有し安全指導に活用します。

また、学校・PTA・警察・土木事務所等による通学路安全点検を実施し、その結果を踏まえ、危険箇所等について関係部局と連携して改善を図っていきます。

これらの取組により、小学生の登下校時における安全・安心を確保し、通学路安全対策を推進していきます。

項目	3(2021)年度末	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	3 か年計
学校安全マップの作成・活用	小学校全校	小学校全校	小学校全校	小学校全校	小学校全校
通学路安全点検の実施	小学校 12 校	小学校 9 校	小学校 10 校	小学校 9 校	小学校 28 校

6 社会教育センターの長寿命化改修

社会教育センターは、区内の社会教育活動の拠点として、区民の生涯にわたる学習の場と機会を提供し、社会教育の充実を図るための施設です。建物は築30年以上が経過し、設備の老朽化が著しいことから、長寿命化改修を実施し、令和5年(2023年)5月にリニューアルオープンする予定です。

改修後の社会教育センターは、区民の自主的な活動を支援するための集会機能と合わせ、地域団体や民間企業等と連携し、区民の学びの機会の充実を図ることにより、豊かな学びを育む「学びのプラットフォーム」として施設を活用していきます。

項目	3(2021)年度末	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	3か年計
社会教育センターの長寿命化改修	改修 0.3 館	改修 0.7 館	運営	運営	改修 0.7 館 運営

7 図書館の整備

区民が、図書館を交流や学びの場として幅広く活用できるようにするため、老朽化している図書館の整備やICTの活用により、一層の利便性の向上を図る必要があります。

このことから、「杉並区立図書館サービス基本方針」が目指す図書館像の実現に向け、誰もが利用しやすい図書館の整備を進めます。高円寺図書館については、移転・改築し、多世代が利用できる(仮称)コミュニティふらっと高円寺南との複合施設として整備します。また、宮前図書館については、区民の多様な交流・体験・学習活動やコミュニティ活動の場として利用できる施設となるよう、近隣の西宮中学校の改築に合わせて、中学校内への複合化も視野に移転・改築について検討します。さらに、高円寺地域の新たな図書館整備に向け、検討していきます。このほか、貸出・返却にかかる時間の短縮や利用者によるセルフサービスを進めるとともに、本の配架場所の迅速な検索、蔵書点検にかかる時間の短縮等、効率的な蔵書管理を行うため、ICタグシステムを順次導入していきます。

これらにより、区民に交流や学びの場として様々な場面で活用されるよう、図書館の整備に取り組んでいきます。

項目	3(2021)年度末	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	3か年計
高円寺図書館の移転・改築【実】	設計 0.5 館	設計 0.1 館 改築 0.2 館	改築 0.5 館	改築 0.3 館	設計 0.1 館 改築 1 館
宮前図書館の移転・改築【実】	-	検討	設計	設計	検討 設計
高円寺地域の新たな図書館整備に向けた検討【実】	検討	検討	検討	検討	検討
ICタグシステムの導入による効率的な蔵書管理【実】	検討	検討	検討・実施	検討・実施	検討・実施

1 基本的な考え方

区民誰もが教育を創る当事者として、生涯にわたって、学び合い、教え合いながら、「みんなのしあわせを創る杉並の教育」を実践していくためには、区民の学びを持続的に支える基盤が必要です。

区民一人ひとりの学びを広げるとともに、多様性や社会的共生を踏まえた質の高い教育が持続的に発展していくよう、人づくり、仕組みづくりを進めます。

2 現状と課題

教育委員会では、「共に学び共に支え共に創る杉並の教育」の下、誰もが当事者として教育にかかわる環境づくりを進めてきました。今後はこうして築いてきた杉並の教育を土台としながら、教育の当事者の裾野を広げ、区民の学びの成果の贈り合いを広げていくことが大切です。

そのため、区民が必要とする学びや人とのつながりを広げることができるよう、これを支える区の教育人材の専門性や実践力をこれまで以上に高めていくことが重要です。また、区民誰もが、生涯にわたり学び続けることができるよう、学校を地域における学びの拠点として活用できるようにするための仕組みづくりが求められています。さらに、子どもの学びを支える学校についても、日々の教育活動や様々な課題への対応など、学校を総合的に支援するとともに、教員の働き方改革を進め、より一層子どもと向き合うことのできる環境整備が必要です。

3 主な取組

- 「杉並区教育ビジョン 2022」に掲げた「みんなのしあわせを創る杉並の教育」を区民誰もが共有することができるよう、その理解促進を図ります。
- 子どもの学びを支える教職員や、区民の生涯にわたる学びを支援する社会教育主事^{※1}や司書等に対し、より主体的・実践的な研修等を実施し、専門性や資質・能力の向上を図ります。
- 区立学校における教員の業務負担の軽減や長時間労働の解消など、働き方改革を推進するとともに、各校が抱える課題への対応力を高め、各校の方針や実情に沿った学校運営・経営を総合的に支援します。

※1 社会教育主事：社会教育関係団体等の活動に対する専門的技術的な助言・指導などを担う、教育委員会事務局に置かれる専門職員

4 / 計画の指標

	指標名	現状値	目標値			指標の説明
			6年度 (2024)	9年度 (2027)	12年度 (2030)	
指標	「自立的・協働的な学校づくりが進んでいる」と感じている保護者及び学校運営協議会委員の割合	—	87.0%	89.0%	92.0%	区立学校に通う児童・生徒の保護者を対象とした質問紙調査、学校関係者を対象とした学校評価による
	月当たりの時間外勤務が80時間を超えた教員の割合	7.7% (3年度)	5.0%	2.5%	0.0%	年間を通じて1度でも80時間を超えた教員の割合

1 学び続ける力の基礎を育む就学前教育を支える保育者の育成

就学前教育は学び続ける力の基礎を育むために重要であり、その質の向上を図るためには、担い手となる保育者の資質向上が必要です。

そのため、区内就学前教育施設の保育者を対象とし、子どもたちの主体的な遊びを充実させる環境づくりや援助の仕方を習得するための幼児教育研修、保育者自身の課題に応じた少人数による保育実践研修、幼児期における特別支援教育の基礎を学ぶ特別支援教育研修等を実施します。加えて、幼児教育アドバイザー^{※1}による就学前教育施設への情報提供・相談支援の実施など、区内すべての就学前教育施設の教育的支援を総合的・一体的に行います。

これらの取組により、学び続ける力の基礎を育む就学前教育を支える保育者の育成を図っていきます。

項目	3(2021)年度末	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	3か年計
就学前教育研修の実施【実】	12回	12回	12回	12回	36回
幼児教育アドバイザーの配置【実】	3名	3名	3名	3名	3名

※1 幼児教育アドバイザー:幼稚園や小学校の管理職経験者等で、区内の就学前教育施設(機関)を訪問し、保育観察やヒアリング等を通じて把握した課題について、解決に向けた助言を行うアドバイザー

2 学校図書館の充実

学校図書館は、子どもたちの読書活動や読書指導の場である「読書センター」機能と、子どもたちの学習活動を支援し、資料を用意することで学習や授業の内容を豊かにしてその理解を深める「学習センター」機能、子どもたちや教職員の情報ニーズに対応し、子どもたちの情報の収集・選択・活用能力を育成する「情報センター」機能を有しています。この3つの機能を各学校の特色に合わせて充実させていくためには、学校図書館運営に携わる教員と学校司書の専門性の向上が必要です。

このことから、学校図書館運営に携わる教員と学校司書に対して研修を実施し、専門性の向上を図ります。また、学校図書館における著作権に関する知識や学校図書館を活用した探究学習の指導方法などの具体的事項について、初任者(教員)研修や、教員が学校司書との連携を学ぶ研修などで取り上げ、学校図書館の活用を働きかけていきます。

これらの取組により、学校図書館の充実を図ります。

項目	3(2021)年度末	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	3か年計
学校司書の配置	小中学校全校	小中学校全校	小中学校全校	小中学校全校	小中学校全校
学校司書研修の実施	14回	15回	実施	実施	実施
学校図書館活用のための教員研修の充実	3回	3回	実施	実施	実施

3 主体的に学び続ける教員の育成

子どもたち一人ひとりの可能性を最大限に引き出し、主体的な学びを支える質の高い教育を行っていくために、教員自身が主体的に学び、継続的に資質・能力の向上を図っていく必要があります。

そのため、次代を見据えた研究成果を生かし、オンラインやオンデマンド動画等を活用して教員が効果的に研修を受講できる機会を整えとともに、自立的・協働的に考える学校を支援するため、学校の要請に応じる訪問型研修を行います。また、子ども主体の視点を重視した、個別最適な学び（一人ひとりの違いに応じた学び）と協働的な学びを一体的に充実し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業の改善を図るための研修を実施します。さらに、児童・生徒1人1台専用タブレット端末やクラウド型の学習マネジメントシステムを効果的に活用できる教員の資質・能力の向上を図るため、ICT活用研修を実施します。

これらの取組を通して、主体的に学び続ける教員の育成を図っていきます。

項目	3(2021)年度末	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	3か年計
継続的な教員研修の実施	教育課題に関わる研修 実施	年次、職層、専門性向上、教科等、教育課題等研修 実施	年次、職層、専門性向上、教科等、教育課題等研修 実施	年次、職層、専門性向上、教科等、教育課題等研修 実施	年次、職層、専門性向上、教科等、教育課題等研修 実施
	教科等教育推進委員会 実施	教科等教育推進委員会 実施	教科等教育推進委員会 実施	教科等教育推進委員会 実施	教科等教育推進委員会 実施
学校の要請に応じる訪問型研修の実施	教科指導、ICT活用、小中連携、生活指導等訪問型研修 実施	学校の要請に応じる訪問型研修 実施	学校の要請に応じる訪問型研修 実施	学校の要請に応じる訪問型研修 実施	学校の要請に応じる訪問型研修 実施
児童・生徒主体の視点を重視した教育のための研修の実施	実施	実施	実施	実施	実施
ICT活用研修の実施【実】	18回	16回	16回	16回	48回

4 生涯の学びを支える生涯学習人材の育成

区民が生涯にわたって学び、さらには新たな学びの担い手となって活動を進めるためには、生涯学習に携わる職員が専門的な技能を持って、学び続ける人々を支えていく必要があります。

そこで、こうした区民の学びを支える社会教育士の育成を進めるため、社会教育主事の追加単位取得や、社会教育センター職員の資格取得を進めます。また、社会教育センター職員等に対しファシリテーション能力、プレゼンテーション能力、コーディネート能力の向上が図られるよう、社会教育主事が中心となって研修を開催し、実践的な力を養います。

このほか、学芸員^{※1}有資格者や郷土博物館職員等の職員に対し、資料の収集や保存、それらの効果的な活用について研修を行い、杉並の歴史や文化を継承する職員を育成していきます。

さらに、司書の育成については、図書館職員に司書資格取得の勧奨を行います。加えて、すべての図書館職員が基本的な知識・技能を身に付け、さらにレファレンスサービス等の専門性を向上できる研修体制を整備します。

これらの取組により、社会教育士や学芸員、司書の育成を進めるとともに、資格取得者をはじめ生涯学習に関わる職員が、実践的にその力を発揮することができるよう、研修を通して資質向上を図っていきます。

項目	3(2021)年度末	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	3か年計
社会教育士の研修の実施	-	実施	実施	実施	実施
学芸員有資格者等への研修の実施	-	実施	実施	実施	実施
司書の研修の実施	実施	実施	実施	実施	実施

※1 学芸員：歴史、芸術、民俗、産業、自然科学についての資料を収集、保管、展示するとともに、関係する調査研究を行う専門的職員

5 次代を見据えた研究の推進

誰一人取り残されることのない社会の実現など、望ましい社会の変化を自分たちで生み出すことのできる教育を追求するとともに、日常から生じる課題や、グローバル化・超スマート社会(Society5.0)の進展などに伴って生じる教育に対する要請に的確に答えていくためには、子供園や学校、教育委員会が一体となり、主体的、協働的に研究を進めることが必要です。

このことから、子供園における幼児教育の実践を基にした研究や、幼保小が連携し、小学校入学後の接続期の教育をより一層充実させるための研究を、学識経験者及び就学前教育支援センターの専門職を交えて実施します。また、子ども自身の主体的な学びを尊重しながら、持続可能な社会の創り手として成長していくための学校教育の在り方や、その支えとなる教育のデジタル・トランスフォーメーション^{※1}等を教育課題として指定し、学校や教員グループによる研究を推進します。さらに、学校図書館の活用に意欲的に取り組む学校を実践校として位置付け、校内で学校図書館運営のための組織づくりを行い、全学年で学校図書館活用に取り組むとともに、インターネット情報サイトを活用し、紙資料とデジタル資料を効果的に融合する授業の在り方について研究を行います。

これらの取組により、次代を見据えた研究を推進していきます。

項目	3(2021)年度末	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	3か年計
就学前教育の調査・研究の実施【実】	教育課題研究 子供園1園 成田西子供園協働研究 実施	教育課題研究 子供園1園 成田西子供園協働研究 実施	教育課題研究 子供園2園 成田西子供園協働研究 実施	教育課題研究 子供園2園 成田西子供園協働研究 実施	教育課題研究 子供園延べ5園 成田西子供園協働研究 実施
幼保小連携の充実に向けた研究の実施【実】	-	小学校1校	小学校1校	小学校1校	小学校延べ3校
教育課題研究の実施【実】	7課題	6課題	6課題	6課題	18課題
学校図書館活用実践校の推進	実施	実施	実施	実施	実施

※1 教育のデジタル・トランスフォーメーション: デジタル技術を活用し、これまでの学習方法や教員の指導方法、校務の在り方を革新することで、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない学びを実現する次代に対応した教育を確立すること

6 新しい学校づくりの推進

教育委員会では、平成 26 年(2014 年)に策定した「杉並区立小中学校新しい学校づくり推進基本方針」に基づき、学校の適正規模を確保し、より質の高い教育が可能となる学校づくりを行ってききましたが、児童・生徒1人1台専用タブレット端末の活用や少人数学級の実現等により学びの在り方が大きく変わる中で、さらに学校の質的向上を図る環境を整備する必要があります。

このことから、個別最適な学び(一人ひとりの違いに応じた学び)と協働的な学びを一体的に充実して、子どもたちに望ましい教育環境を提供するため、児童数の増加に伴い教室が足りなくなる学校への対応や地域の公共財としての学校施設の活用の考え方等も含めて、基本方針を見直します。

また、この基本方針に基づき、将来にわたる児童・生徒数の動向等を見据え、地域ごとの状況に応じた学校の統合・学区の見直しや学校施設の老朽改築等を総合的に検討していきます。

これらの取組により、新しい時代の学びに対応した学校教育の環境を整備していきます。

項目	3(2021)年度末	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	3 か年計
小中学校新しい学校づくり推進基本方針の見直し【実】	検討	見直し	運用	運用	見直し 運用
新しい学校づくり個別計画の策定【実】	検討	検討	検討	検討	検討

7 アレルギー対策の推進

生活環境の変化や疾病構造の変化に伴い、アレルギー疾患を抱える子どもの増加が指摘されています。学校にアレルギー疾患のある子どもがいることを前提とした学校全体の取組が求められています。

このため、教職員向け研修会や保護者向け講演会を実施し、アレルギー疾患への理解促進を図るとともに、学校等におけるアレルギー発症の未然防止及び緊急時の対応力強化に努めます。加えて、緊急時の対応について、教職員がアレルギーホットラインを活用することにより、区内医療機関の医師による迅速かつ的確な相談及び指示が受けられる体制を継続していきます。

これらの取組により、学校におけるアレルギー対策を推進していきます。

項目	3(2021)年度末	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	3 か年計
アレルギー疾患理解促進のための研修会・講演会の実施	研修会 2回	研修会 2回	研修会 2回	研修会 2回	研修会 6回
	講演会 中止※1	講演会 1回	講演会 1回	講演会 1回	講演会 3回
アレルギー対応ホットラインの運用	運用	運用	運用	運用	運用

※1 アレルギー疾患理解促進のための研修会・講演会の実施:令和3年度(2021年度)の講演会は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、中止

8 学校運営の充実に向けた総合的な支援

子どもたちに学び続ける力を育むためには、各学校が家庭・地域との協働をより一層充実させるとともに、それぞれの実情に応じた教育活動を推進していくことができるよう、学校を支援していくことが大切です。

そのため、学校が地域の実情に応じた教育活動を充実させたり、特有の教育課題の解決を図ったりしていくことができるよう、必要な経費を配当し、地域の特色を生かした自立的・協働的な学校づくりを支援していきます。また、小中学校を地域ごとのブロックに分け、専門職による組織横断的なチーム^{※1}を編成し、各校の教育活動を支えます。さらに、子どもたちの学習の過程や成果を日常のかつ総合的にデータ上で把握できるクラウド型の学習マネジメントシステムを構築・運用し、子どもに対する教員の学習指導を支えています。加えて、校長等が弁護士に必要な助言等を受けることができる学校法律相談を実施することにより、学校における法律問題等への対応力の向上を図ります。これらのほか、感染症の発生時においては、ソフト(「杉並区立学校感染症対策と学校運営に関するガイドライン」の改定等)とハード(ICT 環境の整備等)の両面から学校を支援することにより、学校での発生及びその拡大のリスクを最小限に抑えます。

これらの取組により、学校運営の充実に向けて総合的な支援を行っていきます。

項目	3(2021)年度末	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	3か年計
自立的・協働的な学校づくりの支援【実】	実施	実施	実施	実施	実施
小中学校地域ブロック制による学校経営への助言及び支援	実施	実施	実施	実施	実施
学校によるクラウド型の学習マネジメントシステムの活用	構築	構築・運用	構築・運用	構築・運用	構築・運用
学校法律相談の実施	実施	実施	実施	実施	実施
学校における感染症への対応	実施	実施	実施	実施	実施

※1 専門職による組織横断的なチーム: 済美教育センターの指導主事を中心に教科指導や生活指導、幼児教育、特別支援教育、教育相談やスクールソーシャルワーク等の専門職で構成

9 特別支援教育に係る学校等への支援体制の充実

特別な支援を必要とする子どもに適した学びを支援するためには、就学前教育施設や学校において、一人ひとりの特性等に応じた組織的・連続的な支援体制の充実と、地域における支援体制の整備が必要です。

このため、就学前教育施設の保育者を対象とした教育支援相談の実施により、配慮を必要とする幼児の学びや発達に係る支援の一層の充実を図ります。

また、子ども一人ひとりの特性に応じた個別の支援計画の作成を、より多角的な視点から支援する「個別の学び支援システム」の導入・活用や、研修等の実施により、校内の特別支援教育推進の中心となる特別支援教育コーディネーター^{※1}の資質向上を図ります。

さらに、すべての子どもたちが地域社会の一員として豊かに成長するため、多様な交流の機会の設定や、保護者や地域、関係機関と連携した支援体制の整備を通して、インクルーシブ教育システム^{※2}の構築を図るとともに、共生社会の実現に向けた取組を一層推進します。

これらの取組により、特別支援教育に係る区内就学前教育施設及び学校への支援体制を充実していきます。

項目	3(2021)年度末	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	3か年計
就学前教育施設を対象とする教育支援相談の実施【実】	実施	実施	実施	実施	実施
特別支援教育に係る校内体制の充実	個別の学び支援システム試行導入 2校	個別の学び支援システム試行導入 3拠点 12校	個別の学び支援システム試行導入 実施	個別の学び支援システム試行導入 実施	個別の学び支援システム試行導入 実施
	特別支援教育コーディネーターの資質向上 実施	特別支援教育コーディネーターの資質向上 実施	特別支援教育コーディネーターの資質向上 実施	特別支援教育コーディネーターの資質向上 実施	特別支援教育コーディネーターの資質向上 実施
学校と地域の包括的な支援体制の構築	学校運営協議会と大学等との提携 検討	学校運営協議会と大学等との提携 検討	学校運営協議会と大学等との提携 検討	学校運営協議会と大学等との提携 検討	学校運営協議会と大学等との提携 検討

※1 特別支援教育コーディネーター: 学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整及び保護者に対する学校の窓口として、校内における特別支援教育に関するコーディネーター的な役割を担う教員

※2 インクルーシブ教育システム: 障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み

10 区立学校における働き方改革の推進

教員の業務負担の増大や長時間労働が大きな課題となっており、教員が心身の健康を保持しながら本来の業務である学習指導や生活指導等に集中できる環境を整えることが必要です。

そのため、平成 30 年度(2018 年度)から進めている業務改善や意識改革の取組を継続しつつ、区費教員^{※1}、副校長校務支援員^{※2}、スクール・サポート・スタッフ^{※3}、情報通信技術 (ICT) 支援員^{※4}を配置することにより、教職員の負担軽減を図ります。また、校務支援システム^{※5}を適切に運用するとともに、新たに出勤簿等のデジタル化を検討するなど、学校業務の効率化に向けた取組を進めます。加えて、教員の休暇取得を促進し、心身の健康の増進を図るための「学校閉庁日」を引き続き実施するとともに、勤務時間外の業務削減を図るための学校代表電話の音声自動応答メッセージを適切に運用し、教員の負担軽減を図ります。

これらの取組により、区立学校における働き方改革を総合的に推進し、質の高い教育の持続発展につなげていきます。

項目	3(2021)年度末	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	3 か年計
区費教員の効果的な配置・活用【実】	小学校における教科担任制の実施 10 校	小学校における教科担任制の実施 10 校 (累計 20 校)	小学校における教科担任制の実施 10 校 (累計 30 校)	小学校における教科担任制の実施 10 校 (累計 40 校)	小学校における教科担任制の実施 30 校 (累計 40 校)
	特別支援教育等の充実 実施	特別支援教育等の充実 実施	特別支援教育等の充実 実施	特別支援教育等の充実 実施	特別支援教育等の充実 実施
副校長校務支援員の配置【実】	16 校	16 校	16 校	16 校	16 校
スクール・サポート・スタッフの配置【実】	小中学校全校 特別支援学校	小中学校全校 特別支援学校	小中学校全校 特別支援学校	小中学校全校 特別支援学校	小中学校全校 特別支援学校
情報通信技術 (ICT) 支援員の配置	小中学校全校 特別支援学校	小中学校全校 特別支援学校	小中学校全校 特別支援学校	小中学校全校 特別支援学校	小中学校全校 特別支援学校
校務支援システムの運用	小中学校全校 特別支援学校	小中学校全校 特別支援学校	小中学校全校 特別支援学校	小中学校全校 特別支援学校	小中学校全校 特別支援学校
学校における業務のデジタル化の推進	-	検討	検討	検討	検討
学校閉庁日の実施	小中学校全校 特別支援学校	小中学校全校 特別支援学校	小中学校全校 特別支援学校	小中学校全校 特別支援学校	小中学校全校 特別支援学校
学校代表電話の音声自動応答メッセージの運用	小中学校全校 特別支援学校	小中学校全校 特別支援学校	小中学校全校 特別支援学校	小中学校全校 特別支援学校	小中学校全校 特別支援学校
	-	運用時間等の検討	運用時間等の検討	運用時間等の検討	運用時間等の検討

※1 区費教員:区が独自に採用し、給与の負担をする教員(東京都内の公立学校に配置される教員は、東京都が採用及び給与負担を行うことが原則)

※2 副校長校務支援員:区立学校の副校長の業務(職員の出勤状況の確認や休暇・出張の処理等)の補助を行う会計年度任用職員。なお、会計年度任用職員とは、地方公務員法の規定に基づき任用される非常勤職員のこと

※3 スクール・サポート・スタッフ:区立学校の教員の事務負担を軽減するため、主に学習プリントや家庭への配布文書等の印刷・配布準備等の事務作業や感染症対策としての消毒作業等を行う会計年度任用職員(学校教育法施行規則における「教員業務支援員」としての位置付け)

※4 情報通信技術 (ICT) 支援員:区立学校の教員の ICT 活用能力を高め、充実した学習活動を支援するため、区が委託した支援員が各学校を定期的に巡回し、ICT 機器の整備、ICT を活用した授業の補助等を行う

※5 校務支援システム:子どもたちの学籍・成績・保健管理、各種帳票の出力、校務管理及び校内や学校間でのグループウェアとして利用している統合型システム

11 区立学校におけるエコスクール事業の推進

平成24年度(2012年度)に見直しを行ったエコスクール事業の方針は、学習環境の向上を図るとともに、地球環境問題への取組を、子どもだけでなく大人にも広げ、区民の省エネをはじめとする環境意識向上につなげていくことを目的としてきました。区は、この間の国の動向等も踏まえ、現在、杉並区ゼロカーボンシティ宣言の下、脱炭素社会の実現に向けた取組を進めています。また、特別教室や体育館に空調機の設置を拡大するなど、学校を取り巻く環境も変化しています。

このような状況を踏まえ、エコスクール事業の方針について、エコスクールメニューの実施状況や、これまで学校が取り組んできた環境に関する学習の取組等について検証などを行い、今後の在り方について見直しを行い、新たな方針を策定します。

見直した方針に基づき、持続可能な環境にやさしい学校施設づくりや学校運営、さらに将来世代を担う子どもたちへの環境教育の取組を推進していきます。

項目	3(2021)年度末	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	3か年計
エコスクール事業の方針の見直し	検討	見直し運用	運用	運用	見直し運用
環境教育の推進	実施	実施	実施	実施	実施

12 学校施設を活用した学びの拠点づくり

教育委員会では、「いいまちはいい学校を育てる」そして「学校づくりはまちづくり」につながるという考えに基づき、家庭・地域・学校の連携・協働の推進にいち早く取り組んできました。多様な交流・体験・学習活動やコミュニティ活動を一層推進するためには、身近な学校を子どもの学びの場に留まらず、人とのつながりを通して多様な価値観に触れて、大人も子どもも共に学ぶことができる地域活動や交流の拠点として、より多様な施設として活用できるようにすることが必要です。

そのため、学校施設を地域の公共財として一層活用し、地域スポーツ等への利用の幅を広げるため、学校における体育施設の有効活用の仕組みを構築します。また、その活用状況も踏まえ、文化活動の振興等への更なる有効活用の取組へとつなげていくため、運動場以外の諸室等の有効活用の在り方についても検討し、利用の拡大を図ります。加えて、豊かな学びや文化等に親しめる「学びのプラットフォーム」として学ぶ人が集まり、学び続けることの楽しさを持って学びの成果を互いに教え合う場になるよう、身近な学校施設の活用について検討します。

これらにより、身近な学校で人と人がつながり、区民誰もが、世代を超えて学び合い、教え合うことができる場を広げていくため、学校施設を活用した学びの拠点づくりを進めていきます。

項目	3(2021)年度末	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	3か年計
学校施設の有効活用【実】	モデル実施 検証	モデル実施 検証	モデル実施 検証	本格実施	モデル実施 検証 本格実施
	-	-	拡大に向けた検討		拡大に向けた検討
学校施設の諸室等の利用拡大【実】	検討	検討	検討	検討 実施	検討 実施
学校施設を活用した学びのプラットフォームの構築	-	検討	検討 区民ニーズ調査 実施	基本方針 策定	検討 区民ニーズ調査 実施 基本方針 策定

13 「教育ビジョン2022」の理解促進

「杉並区教育ビジョン 2022」に掲げた「みんなのしあわせを創る杉並の教育」が共有され、豊かに育てられていくためには、子どもを含む誰もが、「思いを尊重する」ことや「ちがいを受け入れる」といった、教育の当事者として心がける視点をもって、自分らしく学び合い、教え合い、かかわり合うことの意義を理解することが必要です。

そのため、多様性と社会的共生を基本に据えた「杉並区教育ビジョン 2022」の理解促進を図るため、教育委員会ホームページを一層充実させるとともに、意見交換会を開催します。また、子ども自身も「みんなのしあわせを創る杉並の教育」の当事者であることを知り、理解を深めることができるよう、子どもを対象とした「教育ビジョン 2022」の周知冊子を作成し、その活用を図ります。

これらの取組により、より多くの人々がみんなのしあわせを創る教育について考え、自発的に学び、その成果を他者と贈り合えるよう、「杉並区教育ビジョン 2022」の理解促進に取り組んでいきます。

項目	3(2021)年度末	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	3か年計
教育委員会ホームページの充実	実施	実施	実施	実施	実施
「教育ビジョン2022」意見交換会の開催	-	5回	-	-	5回
子ども向け「教育ビジョン 2022」周知冊子の作成	-	作成 活用	活用	活用	作成 活用

杉並区教育ビジョン2022

「教育ビジョン 2022」の策定について

(1) 策定趣旨

教育委員会では、平成 24 年(2012 年)に「杉並区教育ビジョン 2012」を策定し、「共に学び共に支え共に創る杉並の教育」の実現を目指してきました。このビジョンのもと、生涯にわたり誰もが共に学び支え合い、明日の杉並を創り出せるよう、学校(園)や教育行政関係者のみならず、多くの保護者や地域住民が学校の運営に参画し、学校を支援し、地域に子どもの学びの場を創る区民の輪を広げる努力を重ねて、今日に至っています。

このたび、令和 3 年度(2021 年度)に「教育ビジョン 2012」が終期を迎え、また、区の新たな基本構想が策定されることを受け、教育委員会では、令和 4 年度(2022 年度)から概ね 10 年程度を期間とする「教育ビジョン 2022」を策定することとしました。

策定にあたっては、「杉並区教育振興基本計画審議会」を設置し、多様な立場で教育にかかわる区民や学識経験者等の参画を得て、審議を進めました。

(2) 教育を取り巻く環境の変化

今日、我が国における教育を取り巻く環境は、大きく変化しています。少子高齢化の急速な進展や急激な人口減少は、これまでの拡大や成長を基調とした社会観を覆しつつあります。また、家族の形や働き方が変化し、人々の価値観や生活が多様化していることに加え、孤立や格差の問題も顕在化しています。

一方、長寿化に伴う「人生 100 年時代」が現実のものとなりつつあります。私たちは、100 年という長い人生をいきいきと自分らしく生きていくために何をなすべきかが問われています。

加えて、今後、ますますグローバル化が進展し、「超スマート社会(Society5.0)」の実現に向けた技術革新が急速に進む中にあるのは、人間が人工の知(AI)を使いこなすとともに、世界の人々がこれまで以上に尊重し合い、対話や議論を重ねて、新たな価値を創り出していくことが必要です。

温暖化に象徴される地球規模の気候変動への対応も喫緊の課題です。令和 2 年(2020 年)には、新型コロナウイルス感染症の拡大により、世界中の人々が想像を超える厳しい状況に置かれました。

こうした人類共通の課題と向かい合ったとき、私たちは、国や文化、世代を超えて協力することや、自然環境との調和のとおり方について、深く問われることとなりました。

こうした課題への国際的な取組の一つとして、国連は、令和 12 年(2030 年)までの行動計画において「誰一人取り残さない」ことを誓い、「持続可能な開発目標(SDGs)」を定めています。

私たちには、これらの課題を自分ごととして受け止めるために、互いに手を携えて、学び合い、支え合う教育を通して、社会を創り、担う当事者となっていくことが求められています。

(3) 策定にあたっての基本的な考え方

「教育ビジョン 2022」の策定にあたっては、区民の声を反映させるための取組として、これからの杉並の教育を考えるシンポジウムや区民アンケートを実施し、多くの区民、特に子どもたちの声を聴き取りました。シンポジウムにおいては、参加者がこれからの社会を想像しつつ教育の未来を語り合い、区民アンケートでは、子どもたちから「みんな楽しくあわせに暮らすまちになってほしい」「みんながやさしいまちになってほしい」など、それぞれが思い描く未来に向けた言葉とともに、「ほかの人のために自分から行動できる大人になりたい」「いろいろな意見を受け入れられる大人になりたい」といった言葉が寄せられました。

これらの言葉から、「教育ビジョン 2012」に掲げた「共に学び共に支え共に創る杉並の教育」の理念のもと、子どもたちが社会の担い手として確実に育っていることを感じました。この理念は杉並の教育の根幹をなす揺るぎないものであり、これからも時代を超えて大切にしていける基盤となるものです。

加えて、私たちには、社会の大きな変化を受け止め、新しい教育のあり方を考えることが求められています。そのためには、一人ひとりが自分らしく生きるという、人としての尊厳を尊重するとともに、多様性(ダイバーシティ)と社

会的共生(ソーシャルインクルージョン)を基本に据える必要があります。またこの時、私たちが忘れてはならないのが、さまざまな人々の権利に関する国際的な議論の動向やその精神、そしてSDGsの考え方です。

一方で、今日のような社会の転換期にあつては、明確な将来像を描くことは困難になっています。教育行政においてもこれまでのような10年後の社会を見据えたあるべき姿を描くことは難しく、さまざまな変化や脅威そして時代の要請にシなやかに対応していくことが大切です。

「教育ビジョン 2022」は、こうした背景・趣旨のもとに、これまでのような目指す人間像を定めるのではなく、区民誰もがこれからの時代を自分らしく生きるために必要となる「私たちが大切にしたい教育」を掲げ、その教育を自分ごととして担うための「一人ひとりが教育の当事者として心がける視点」を示し、さらにそれを支える「教育行政の取組の方向性」を明確にするものとして策定しました。

(4) 計画の位置付け

「教育ビジョン 2022」は、教育基本法に基づく杉並区の教育振興基本計画として位置付けます。また、「人生100年時代」を、区民誰もが学びを通して自分らしく豊かに生きるためのよりどころとなるよう、杉並の教育の基本的な考え方を示したものでもあります。

なお、教育行政の具体的な取組については、この「教育ビジョン 2022」に基づき、行動計画となる「教育ビジョン 2022 推進計画」を策定し、教育環境の着実な整備等の施策を進めていきます。

I 私たちが大切にしたい教育

みんなのしあわせを創る杉並の教育

人は誰もが、しあわせになりたいという願いをもっています。

自分が描いた夢や目標に向かって努力し続けることや、そこで得た成果を他者と共有したり、「ありがとう」という言葉を通して誰かの役に立っていることを実感したりすることによって、人は生きがいを感じ、そうした過程そのものが一人ひとりのしあわせとつながっています。区民アンケートにおいて、子どもたちから最も多く寄せられた「うれしくてがんばろうと思える一言」は「ありがとう」でした。

誰もが自分らしく生きることを大切にしながら、将来を見通しにくい社会の中で、みんなのしあわせを創るためには、一人ひとりが当事者として共に認め合いながら、協力して社会を創り、担うこと、そして、それを支える教育が大切です。

そのためには、誰もが等しく学びの機会を得られる「すべての人に教育を」(Education for All)という基礎の上に、共に学び合い、教え合い、かかわり合って、新たな価値を創り出していくための「みんなが共に教育を創る」(Education by All)という考え方が欠かせません。

こうした観点から、私たちが大切にしたい教育として「みんなのしあわせを創る杉並の教育」を掲げます。

そして、誰もが教育の当事者となるうえで、共に尊重し、大切にしたいことは次の3つであると考えます。

学び合い、信頼をつくり、共に生きる

一人ひとりの学びは、さまざまなことを不思議に思う気持ちや好奇心などの「センス・オブ・ワンダー」から始まります。学ぶことへのわくわくした気持ちや楽しさ、探究心を大切にして深めた学びは、学び合い、教え合うことの出発点にもなります。

学んだ成果を教え合うときには、国籍、年齢、性別・ジェンダー、障害の有無等によるちがいや特性にかかわらず、対等な関係の中で対話的なかかわりを持つことが大切です。このようなかかわりを前提とした学び合いを通じて、身の回りにいる人たちを思いやり、理解し合うことにより、互いの信頼が生まれ、教え合う関係がより確かなものになっていきます。

学び合い、教え合いの中で、多様で新たな学びのつながりが生まれることにより、対話的な学びの楽しさが一人ひとりの主体的な学びをさらに促し、「人生100年時代」をいきいきと学び続ける力を育み、信頼をつくり、共に生きることへとつながっていきます。

ちがいを認め合い、自分らしく生きる

多様化する社会の中で、誰もが自分の個性を大切に、自分らしく生きるためには、あらゆる他者を固有の尊厳を持つ存在として互いに尊重し合うことが必要です。

共に生きる他者の個性に気付く感性を養い、人々の多様性を知り、自分とのちがいを認め合う関係をつくることで、自尊心が高まり、尊重し合い、支え合う気持ちを育むことへとつながっていきます。

その積み重ねが、多様な背景を持つ人々が交流し、思いをおくり合い、自分らしくよりよく生きていこうという意識や積極性へとつながり、生きる喜びを確かなものにしていきます。

誰もが社会の創り手として生きる

私たちが生きていくこれからの社会は、子どもを含めた誰もが、よりよい社会とは何かを考え、みんなのしあわせを願いながら、共に創り、担っていくことが求められます。

子どもたちから寄せられた「みんなが納得できる学校をつくりたい」「自分の考えを誰とでも言い合える世界でありたい」といった言葉からは、思いや考えを出し合いながら地域や社会を創るやりとりを活発にしていくことへの希望や期待が伝わってきます。

誰もが教育の当事者であり、学びを通して、自分らしく生きるための力を育むとともに、持続可能な社会の創り手となっていきます。さらに、みんなが学び合い、教え合い、支え合うことで、共に夢をつむぎ出し、誰もがしあわせに生きることのできる社会の創り手として生きることへとつながっていきます。

II 一人ひとりが教育の当事者として心がける視点

「みんなのしあわせを創る杉並の教育」を豊かに育て続けるために、子どもも大人もすべての人が、生涯にわたって、学び合い、教え合い、かかわり合う教育の当事者として、以下の5つを日常的に心がけることが大切です。

1. 子どもの思いを尊重する

私たちは、一人ひとりかけがえのない存在であり、それぞれ自分の思いを持っています。

特に、子どもに対しては、大人が子どもの思いに寄り添う関係や、子どもが大人に思いを受け止めてもらえるという安心感を得られる環境をつくるのが大切です。

子どもは自分の思いを伝え、受け止めてもらえる中での学びを通して、自己肯定感が高まり、主体性や探究心が育まれます。また、地域みんなが子どもの成長を見守り続けることにより、子どもには共に生きる社会の一員としての意識が芽生えていきます。大人にとっては、こうした子どもへのかかわりを通して、次代に対する責任感を一層高める機会となります。

2. ちがいを受け入れる

自分にとって当たり前であることが、必ずしも他者にとっても当たり前であるとは限りません。

私たちは、他者への想像力を働かせて、自分とは異なる思いや考えがあることに思いをめぐらせることによって、さまざまなちがいや特性を越えて、互いに認め合い、受け入れ合うことが大切です。

ちがいを受け入れる経験を重ねることで、社会はちがいの認め合いと受け入れ合いの中で成り立ち、自分の居場所がそこにあるという気付きや安心感に支えられ、互いに尊重し合う関係づくりへの一歩を踏み出すことにもつながります。

3. 対話を大切にする

私たちは、他者との対話やかかわり合いを通して、自らの学びを深めることや一人では乗り越えられない課題を解決するとともに、さらに新しいことを生み出していくことができます。

対話を通して学び合い、共にわくわくする経験や、他者と折り合いをつけて接点を見つけるなどの経験を、あらゆる場で、あらゆる機会に重ねていくことが大切です。

互いの考えや意見を対等な関係の中で対話的に語り合い、それを重ねていくことで、私たちは共に新たな気付きを得ていきます。そして、自らの学びが深まったという実感や、一人で抱えるには困難な課題の解決につながったという達成感、他者や社会への信頼感を高めていくことにもつながります。

4. 学びの成果を贈り合う

私たちは、みんなと共に生きています。学びの成果を自分の中だけにとどめることなく、他者と互いに教え合うことにより、共に支え合い、新たな価値を創り出していくことができます。

また、自らの学びの成果を誰かのために生かしたり役立てたりすることは、新たな喜びを生み、豊かな人生へとつながっていきます。そして、私たち一人ひとりが学びと創造の当事者であることを自覚し、社会の担い手となっていきます。

こうした学びの成果を贈り合う、教え合いの連鎖が広がることによって、人がつながり、誰一人取り残すことのない社会を築いていくことにつながります。

5. 社会を創る当事者として考える

私たちがしあわせな社会を創るためには、それぞれの思いを共に実現する学び合いの当事者となり、「みんなが共に教育を創る」(Education by All)ことが大切です。

社会におけるさまざまな課題を自分ごととして考えて行動することや、その時にできる挑戦を積み重ねていくことによって、一人ひとりの学びは、好奇心と喜びに満ち、新たな可能性が広がり、社会とのつながりのなかで一層豊かなものになっていきます。

区民アンケートにおいて、まちの好きなところとして「みんながやさしくて声をかけてくれるところ」と回答した子どもからは、10年後のまちで「自分も同じように子どもたちに親切にしたい」という声が聞かれるなど、子どもたちのまちや次代に対する思いが伝わってきます。

一人ひとりの学びが社会とつながることによって、誰もが社会の当事者としての役割を果たしていることを実感し、みんなのしあわせを創り出していくことにつながっていきます。

私たちは、「すべての人に教育を」(Education for All)という考え方の上に、「みんなが共に教育を創る」(Education by All)当事者となり、「みんなのしあわせを創る杉並の教育」を豊かに育て続けることによって、誰もが自分らしく生きることができる「みんなが創るまち」(City by All)の実現につなげていきます。

III 教育行政の取組の方向性

教育委員会は、「みんなのしあわせを創る杉並の教育」を大切にして、次の基本的な施策を実施します。

教育委員会では、この10年「共に学び共に支え共に創る杉並の教育」を掲げて、家庭・地域・学校(園)の協力のもと、誰もが当事者として教育にかかわる環境づくりを進めてきました。

こうして築き上げてきた杉並の教育を土台としつつ、子どもたちを含むすべての区民が「一人ひとりが教育の当事者として心がける視点」を持って、学び合い、教え合い、かわり合って、教育の当事者が増えることにより、私たちが大切にしたい「みんなのしあわせを創る杉並の教育」も共有され、実践され、豊かに育てられていくものと考えます。

そのために、教育委員会は、行動計画となる「教育ビジョン2022推進計画」を策定し、教育施策の担い手にとどまることなく、区の基本構想に掲げた「共に認め合い、みんなでつくる学びのまち」の実現に向け、『「人生100年時代」を自分らしくいきいきと生きるための学びを支援することや「学びを通して誰一人取り残されない社会を実現するための条件と環境を整える」という視点に立って、一人ひとりの主体的な実践を後押ししていきます。

主な取組として、家庭・地域・学校(園)の協働をより一層充実させるとともに、学び続ける力を育む学校教育を推進します。また、生涯にわたり誰もが学び合うことができるよう、身近な学校や社会教育施設を豊かな学びや文化等に親しめる「学びのプラットフォーム」として、これまで以上に活用していきます。さらに、対面による学びの良さを生かしつつ、ICTの効果的な活用を図り、一人ひとりの状況に応じた学びや探究を支えます。

また、「教育ビジョン2022推進計画」の取組を進めていくにあたっては、教育の当事者が増え、学びの成果の贈り合いが広がっていくよう、適宜振り返り、柔軟に見直しを行います。そして、「みんなのしあわせを創る杉並の教育」が豊かに育つよう、教育行政を推進していきます。

「杉並区教育ビジョン2022」は令和3年7月に行われた杉並区総合教育会議において協議したうえで、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき区長が策定する「杉並区教育大綱」に位置付けられました。

杉並区教育ビジョン2022推進計画

令和4(2022)年度～令和6(2024)年度

令和4(2022)年9月発行

登録印刷物番号

04-0060

編集・発行 杉並区教育委員会事務局庶務課
〒166-8570 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号
電話 03-3312-2111(代表)

頒価400円

☆杉並区教育委員会公式ホームページでご覧になれます。
<https://www.city.suginami.tokyo.jp/kyouiku/>





杉並区教育委員会

